

監獄協會雜誌

第參拾貳卷
第四號

明治二十七年二月廿六日第三種郵便物認可
明治二十一年五月創刊每月一回二十日發行

(大正八年四月二十日發行)

論 說 〔紀律檢束と宗教教誨との關係〕…………… 典獄 印南於菟吉 (一)

講 演 〔支那視察談〕…………… 大醫院檢事 小山松吉 (九)

資 料 新しきシンシン監獄に就て (承第三十二卷)…………… 宇陽北筑生譯 (二六)

統 計 大正八年二月中入出監並月末在監人員表外三表…………… (三)

譯 叢 時事だより…………… (三九)

寄 書 監獄衛生雜感…………… 金澤 石崎貧樂生 (四〇)

 代表的性格不良者の觀察…………… 福岡 苅屋哲公 (四四)

雜 纂 予は看守諸君と語る…………… 典獄 有馬四郎助 (四九)

 樂 籠 (承前)…………… 福岡 苅屋老龜 (五)

通 信 前橋監獄茶話會…………… (五五)

彙 報 未丁年囚の逃走逮捕——叙任——會報——公文…………… (五)

監獄協會雜誌第叁拾貳卷第四號

論 說

紀律檢束と宗教教誨との關係 (一)

典獄 印南於菟吉

予は會て斯く思へり、日々監獄の門戸を出入する職員に二種の性格態度の異つた不調和性があつて共に罪囚を處遇して居るの事實、例へば腰に佩劔鏘々荒々しき警護看守の態度と手に珠數を爪繰り忍辱の相を現はしたる態度とは各々の職分を盡す上に於て毛頭咎むる所なしとするも、果して統一したる監獄管理の上から觀て少くとも徹底的であるとは謂はれまい、一方が建設すれば他方が破壊する、一方が總攬すれば他方が攪拌すると謂ふが如き異つたる方面に各々が進展する性質を有つて居る者ではあるまゝか、斯る状態を觀察して時に幾分の疑念を挾みたることもあつた、或は又斯く解釋して自ら慰めたり、一方が多少嚴に失しても他方が寛宏なる態度を採るから其處に自から調和性が保たれて

所謂凡情としては唾棄顧みる所なき惡漢も慈眼を以て法衣の袖に之を抱擁するのであるから却て之が善良の方法であると解した時代もあつた、併し今日となつて之を顧みれば何れも正鵠を得たる思想で無い、行刑は飽迄徹底的で眞摯であらねばならぬ、棄てたり捨つたりする様な滑稽演戲的分子が同一監獄に漂つてはならぬ、監獄内の空氣は職責に依つて各々の持分は異つて居ても一團として普遍的な氣分品性が其處に現はれて居らねばならぬ、否現はる可き筈のものである、縦し服裝の上に於て異り態度の上に於て同じからざる所があつても各自の内心に深く潜在せる或ものの共鳴することを必要とする若し假にも監獄職員相互の間に不調和の點が從來在りとしたならば恐らくは戒護紀律と教誨の任務關係如何に胚胎して居ること、信する、爾か信するのは從來吾人の經驗に徴するも決して裏切て居らぬ様に思はれる、元來人は境遇の生産で外形態度の相違は雖も心性の上に影響する所あるを免かれぬ、一方は秋霜烈日嚴肅の態度を有つて居る者に對して一方は春風和煦熙々の色を浮べて居る、併し予は必ずしも同一の態度を採れと主張するの迂愚者では無いが内心に共鳴する或者の存在を必要とする事を茲に斷言する、尠くとも兩者共に意思の融合一致する所がなければならぬ、語を換て謂へば教誨師は宗義の宣傳以外囚人の監獄生活戒護紀律の方面に深く通曉する所あつて公正純潔なる態度を以て彼に接し徒に厭憤の同情を注ぐなく無慈悲たらざるは勿論、私情を以て輕卒に職務を左右すべきで無い、之と同時に戒護紀律の方面を擔當する者は宗義の一斑に通じ如何に信仰問題の監獄實生活又は社會生活に觸接感孚するかを諒得し、嚴にして明なる態度を採り私情餘憤を彼に洩して以て感情の

満足を買ふが如きなく自己の手は即ち國家公正の權力なりとの自信を深ふして以て磨徳の手段を採る内にも彼をして再生せしめ救濟せんと熱望を内心に深く藏する所あるべきである、要するに兩々互に輔佐し共に提携し一は外面より加ふる體的动作の上に、一は内面に與ふる心的刺戟より共に協調して人生主要の問題たる信仰生活に觸接し社會生活に順應すべく啓沃する所なからねばならぬ、彼をして熱烈燃ゆるが如き情操を喚發せしめ攝取不捨の光明裏に抱擁せられ聊かだも退轉なき不動安心の地位に到達せしむべき機縁を此監獄内に於て作るの覺悟が各職員に在るを要する、予は此意味に於て戒護紀律と宗教教誨との關係を述べ相方共に深く囚人性情の上に影響する所あるべき徑路を探らむと欲するので、固より宗義の點に關して彼此論じ様とは思はない、宗教問題は如何に囚人に感孚するやの徑路を心理上の點より觀察せむと欲するのみである、或は宗教と謂へば一般に通するのであるが現に我監獄の殆ど總てが佛教眞宗に屬するが故に自然此宗義との關係に就て立論するの止むを得ざるは豫め讀者の諒承を請ふ所である。

先づ以上の關係を説述するには次の三項に分つて觀察するが頗る便宜であらうと思はれる。

(一) 眞摯、其第一は眞摯の氣分であつて兎角人類は環境の生産物で之が支配を受くる者であるのは當然で從て自由社會に生活して居る間は殊に近時の如く世智辛き世に在ては物質的方面に留意着眼すること多く吾人は如何にしてパンを得へきか如何にして生活すべきかの差迫つた問題に没頭して他の精神的方面を顧みるの餘裕が無い、夙起晚退、東奔西走、俗事に齷齪して以て唯、惟一の生を得

むと欲するのみである、此の如き急迫辛辣なる社會現象は文明風潮の齎らしたる所とは謂へ、一面より視れば實に是れ慘憺たる生活と謂はざるを得ぬ、人は物質的方面に活動を要すれば要する程、又更に一方精神的方面に着眼する所なくては結局犯罪の溝壕に陥り易い、然るに浮世の俗事に追はれて居る者は更に己れの身を振返して徐ろに静思するの機會を與へられて居ない、思想上に於て何等の根柢なき空疎の輩が着眼に虚榮の衣を視、耳に淫聲を聴き口に芳醇の酒を味ふ程危険なることはあるまい、物質的欲情の猛烈なるに伴ふて又精神的抑制力の熾盛なるを要するは是れ所謂眞の文明を形成する必然的手段であらねばならぬ、我社會が一般に世俗の人に對して内省的觀念を與ふべき機關の渺ないのは甚だ遺憾とする所である、若し此機關が充實して所謂北陸地方の如く信仰的觀念が一般に普及せられて居るならば犯罪は餘程減少するに至るであらう、此の如くして宗教的社會的任務即ち犯罪豫防に效果あるべきが本意であるが、犯罪後に於ても所謂囚人生活としても亦緊切缺く可からざる者として教誨師が活動しつゝあるの事實は吾人世俗の者より見てまた等閑に附す可からざる問題である。

入監當初獨居房に拘禁するは即ち是れであつて此内省的觀念を與ふるに絶好の機會である、汝の着しつゝある虚榮の衣を剥ぎ、誇りつゝあつた食前方丈の珍羞を奪ひ、其耳に響く妙なる音樂の代りには鐵扉鏗鏘の音が深く胸底に剗り込むと謂ふ境遇に置かれて語るに友なき寂寥獨居生活は何人か能く内省的觀念を誘發せず止むべきであらうか、茲に至て清新なる閑孤の生活は所謂自由社會の俗臭紛々たるを明らかに意識するに至り、昨非今是、從來未だ曾て經驗せざりし眞摯の氣勃然として起るを禁する能はざるべし、糞中の蟲は其身の臭を知らずとかや、一步其身を社會外の別天地に置けば世は是れ火宅無常の世界にて人は是れ煩惱具足の凡夫たるを痛切に感得すべきなり、自己の罪惡觀未來觀は茲に發現して只管偉大なる力に頼り縋らむとの念も自然に湧起すべきである、否他力眞宗の語を假りて謂へば御催しに與りて湧起せらるゝのである、善知識親鸞上人は此點を表明して現社會を目して「よろづの事、皆もて、そらごと、たわごと、眞あることなきに唯念佛のみぞ眞に御坐しますところ仰せ候」と稱へしが、實にも虚假の世の中とは深刻に世相を味ひ得たる者ならでは道破し得られざる言ならずや、虚言粉飾以て一世を糊塗せむとする世俗凡愚の徒、一たび罪辟に觸れて獄裏の人と爲る、中夜胸底に往來する汝の心理は恐らくは虚假の域を脱し赤裸々成りて眞摯に反り俗社會を遙に眼下に睥睨して新生活再興の準備を茲に作らむとするに至るであらう、身自ら俗社會に混濁しては眞面目の氣分は中々に得難き者なるも貧富の階級、身分地位、名譽總てを獄門に抛擲し去り赤裸と成りて赭衣を纏ひたる處に物慾の感念を去り始めて我に還り我の眞骨髄を看出さむとする内省的觀念は聽て宗教上信仰を求むるの萌芽と爲り、俗中に交つては内心深く眞摯の心を湛へたる者は既に精神的に於て良民の第一歩を得たる者である、然るに往々執拗にも自己の犯罪行爲を否認し去らむとする者がある、斯の如き輩は未だ以て監獄の森嚴を解せざる不逞の徒たる

と同時に精神的にも内省の機縁の熟せざる者として一層強く之を嚴戒し且其身神をして孤獨の境遇に置かしめ先づ其初一步として眞摯の氣分に還らしむる策を採らなくてはならぬ。

(二) 絶對服従、上長に敬事し君親尊崇の念を高むるは謂ふ迄もなく勅語の御趣旨であつて我國徳風の淵源とする所である、如何にデモクラシー思想の一般に普及せらるゝとは謂へ將た又、延て獄制の上にも自から變革を來し囚人自治觀念の漸く發達せる時代に遭遇することがあつたとしても此上長敬事の國體的徳本思想は壞敗すべくも無い、否寧ろ從來唯無意識に絶對服従を強要せらるゝの率由せしむべく知らしむ可からずの無智無謀の政策より譲て自覺、自信、知識の上に建設せられたる絶對服従の遙に有效なるべきは言を俟たざる所である、子は我國民に理解ある民本主義の普及を望むと同時に又囚人の間にも理解ある服従の發達を望まざるを得ぬ、米國獄制の自治觀念は之を我國に栽ゆれば桑梓變じて枳椇と爲るべき筈でまた爲さねばならぬ、世の所謂官權と稱して兎角に非難を加へむと欲するの語は監獄内に於ては新なる意義を寓して其處に再生せられねばならぬ、即ち官權なる者は主觀的に之を謂へば囚人の敵に非ずして保護者たるに外ならぬ、若し強て之に反抗せむと欲する者は即ち自ら其身を壞滅せむとする者である、宜く自己を保全し向上發達を試みんとする者はまた上長たる官權に絶對に信賴し服従することに依て始めて其目的を達すべきである、西諺に曰く「人の信賴服従を得むと欲する者身先づ服従する所なかる可からず」と、況や其身や放縱不羈、意馬心猿の趨く所に從て行動したる所謂自由の濫用に出でたる囚人に於ておやである、之を適當に訓練せむが

爲めには即ち自由の眞價を知らしめんが爲めに宜く其の行動を緊縮抑制する所あるべきは必然である、外形の身體行動に壓迫を加へるのは服従の美德涵養と同時に又内省心喚起の手段と成るであらう、傲岸不遜他人の諫言に耳を假さず又は社會的良感化に染習せずして罪を犯す所の者は既に不信にして驕慢懈怠自ら進んで訓練檢束を蔑にしたる者である、故に之が自由行止を抑制して以て外部より強壓を加へ飽迄も法律道義に對しては服従せざるを得ぬと云ふ強い感念を喚起せしめ、之なくしては處世の途須臾も立つ可からざるを深刻に徹底せしむると同時に絶對服従は之を宗教的見地よりすれば謙讓己れを空しふして信仰を求むるの要諦とも見るべきである、信仰は實に遮二無二、眞摯なる心より自己の罪惡觀を痛切に感得し仰て以て他の偉大なる力に頼り絶らむとするの熱烈なる感情に外ならぬ、此場合に於ても學問も何の要かは、却つて或は妨礙と成るの有識者もあるべし唯一途に善き人の説を信するの外ある可からず、經釋を講じ法文等を知らむと欲するの徒は宜く南都北嶺に赴くべし「親鸞に於ては唯念佛して彌陀に助けられ參らすべしと善き人の仰せを蒙りて信するの外に別の仔細なきなり、念佛は誠に淨土に生るゝ種にてや侍るらむ、又地獄に落ちたりと侍るらむ、總して以て存知せざるなり、假ひ法然上人に賺され參らせて念佛して地獄に落ちたりとも更に後悔あるべからず候云々、詮する所愚身か信心に於ては斯の如し、此上は念佛を採りて信じ奉らむとも又棄てむとも面々の御計ひなり」と言放つたる所信は何等の權威何等の力ぞ、千鈞よりも重く吾人の琴線に響けり、唯信の一念は實に斯の如く其間に毫末の邪念妄執を挟むの餘地だもな

く唯信するの外なしである、此境涯は之を味ひ得たる人ならでは到底與に語ることも能はざらむ、何が故に信するやと問ふ勿れ、若し問ふ者あらば答へて曰ふべきである、我が計ひにて信するに非ざれば其の何故たるを知らぬ、心内、信の一念湧起するは即彌陀の御催しに與りたるものにして攝取不捨の利益とは是をこそ謂ふならむと、斯の如き信念は何の利害關係もなく絶對に他力に絶り心を空しふして服従することに依て何人も之を全ふし得べきである、善人尙以て往生す況も悪人をやで、悪人正客の佛教眞宗が此監獄内に採用せらるゝの偶然ならざるを知るべきである、兎も角も外部より身體に強壓を加ふれば加ふるに従ひ體力と共に精神の力も總て微弱何等採るに足らざるを洞觀し眞實之が救済を他に求めんと欲するの情念切に起り以て之に倚頼するの一念發起し佛智の力に依り觸光柔軟の心とは變じ眞に絶對服従の眞意義を體得し、之を世俗に通じては國法從順の態度を採るに至るべく、之を靈的に觀察すれば不退轉なる信仰生活に安住するを得るに至るであらう、之を以て觀るに身體の行動抑制は懣て内心の服從感念を誘發するの一手段と爲りて良民に復歸するの徑路である、換言すれば信仰生活に安定せしむるには愈々益々檢束紀律を嚴にして痛切に希求するの念を熾盛ならしむるの策を採らなくてはならぬ。(未完)

講

演

支那視察談

大審院檢事 小山 松吉 君

諸君、私は唯今御紹介を得ました小山松吉でございます、大正六年十月初に官命に依つて東京を出發致しまして、先づ滿洲から北京に參り暫く滞在し、次に天津、濟南、青島を視察致しまして、天津を経て又北京に還りました、それより漢口に參り、武昌、大冶、九江、南京、蘇州、杭州、上海、廣東、香港、澳門等の司法事務を視察して、本年三月に歸朝致しました、其間月を閲すること僅に六ヶ月でございます、近時の普通の支那旅行者に比較致しますると聊か長い方ではありますけれども、數千年の歴史を有して居る所の支那、風俗習慣の非常に複雑である所の支那、其地域の廣大なる所の支那の視察と致しましては日時甚だ短かかつたのであります、是から御話し致します其視察談も要するに皮相の觀を免れないことであらうと思ふのでございます、此點は豫め御領知を願つて置きます、當席に於ては監獄に關することを御話を致す積りでございますが、監獄のことを御話し致します

に就ては支那の法制の大體を御話をしなければなりません、法制のどういふものであるかといふことを御話をしますには、此支那の國體でも申しませうか、支那の國の性質と支那の國民性に就てもよつと御話を致しませぬと、後に至つて少しく批評に涉るやうな御話をされる際に御領解が困難であらうと考へられますので、少しく餘談に涉るやうでありますけれども、支那に就ての大體の御話をしたいと思ふのでございます、是は監獄のことを申上げる前提として必要のみでなく、又支那の現今問題になつて居ります領土保全、若くは支那の開發などいふ政治上の方面よりでなく、物資の豊富でありまして之を利用する必要よりして實業家が頻りに研究して居る方面よりでなく、單に我々日本人と致しまして多年支那の文物制度の御蔭を蒙つて居つた所の國民と致しましても、どうしても現今の支那の状態の大體は知つて置かなければならぬと思ふのであります、是は申すまでもなく現今支那の研究の大に盛になりました理由であらうと思ひます、これで少しく支那の如何なる物たるかを御話を致しまして、其次に司法制度、其次に監獄の大體を申上げたいと思ひます。

第壹 支那の國體及國民性

第壹は支那の國體といふと大い言葉になります、さういふ趣旨で御話して見たいと思ふには長くなりますから極く簡單に要點だけを御話する積りでございます、支那は昔から君主國の外形を持つて居りますが、併し其實質はどうしても民主國であると思ひなければならぬやうであります、支那の歴史にあります如くに、支那は帝者姓を更ふとの事である、帝王の姓は度々更つて居る

三皇五帝の時代から總てさうでございます、要するに有徳の者王たるべし、徳の有る者が王に爲れるといふのが原則でございます、右は其君と爲つた者は位を他人に譲る場合に己れ自ら王と爲る者を選んだ場合が多い、其選びまするにも自分の子を選ばずして他人を選ぶ例へば堯が舜に譲る、舜が禹に譲るといふが如きものであります、己れの子に譲つた場合もありまして、禹が自分の子の啓に譲り、後にはそれが續いて君王が王位を相續する事がありました、後世に至りては人が譲らぬにも拘らず己れ自ら王たる資格ありと稱し、自ら南面して王と爲るといふことが歴史に度々現はれて居ります、南面して王となりますると人民はそれに従ふて居る、斯ういふ形でありまして、歐羅巴風の自ら候補者と云つて打て出て、選舉權者又は人民が之を選舉するといふのとは幾らか違つて居る、併し要するに支那は己が王の位を冒し人民が之を排斥しなければそれで王と爲るのであります、學問上の言葉で言へば選擇君主の制であるといふ事が出て來るのでございませう、兎に角自分は出て行つて王と爲る、若くは他人から選ばれて王と爲る、さうして人民が之を排斥しなければそれで極るといふ状態でありまして、大體それは歴史で御承知の事柄でございますから詳しくは申しません、次に支那の民族はそれならばどういふことになつて居るかと言ひますと、是は非常に複雑致して居る、迎も我々が日本國民として考へて居るやうな状態ではない、大別致しますると五族になつて居る、漢族、滿洲の族、蒙古人、回教教徒人、西藏人、是が極く有力なる民族になつて居りまして、今日は御承知の通り支那の國旗は五色であります、是は此の五族を代表した所の旗になつて居る、併し仔細に研究致しま

すると餘程数が多いのでありますが大別して五族と見てある、さうしまして最も有力なる漢族といふものは何處から出て來たものであるかといふことに付ては色々な學説がありまして、諸説紛々でも申しませうか、極つた説もないやうでございます、獨逸の人で青島附近の地質の研究をしました有名な地理學者のフォン、リヒトホウフェンといふ人の説に據ると、東トルキスタンの西南、オアシスといふ所から出たと言つて居ります、それから支那研究で名前を知られて居ります所のラクベリーといふ人はペロニヤから出たといふ意見であります、支那古代史を書いて居るフリードリヒ、ヒルトといふ人がありますが、ヒルトは他の説と違つて文獻の徵すべきものがない、前二説は根據のない説であつて、何處から出て來たか分らぬ、そこで要するに支那の西北方にある天山の附近に大古より居住し、黄河の上流の秦の舊都附近の豊穰の地に移住を始めて、さうして黄河の流域に國を成して、それから南の方に進んで行つたのである、斯ういふことを言つて居ります、支那では九州といふことが古い書物にあります、此九州といふのは黄河の流域を中心としまして揚子江より北の方である、揚子江の附近には書經に出て居ります苗族といふものが揚子江の沿岸（洞庭湖の附近）に蔓つて居りまして、是は有力なる人種であつたやうでございます、舜の時代に苗族を討ち禹の時代になつて之を滅したといふことは書經にも明かに載つて居ります通りに、當時は揚子江から南の方には漢人は未だ足を入れず此の民族が居つた事は明かでありまして、現に今日でも廣東に行つて見ますと、廣東の川の中に船の上のみに住んで居る民族が男女合せて數萬人居る、何族であるといふことは深く研究しませぬが

領事などに聞いて見ても確かな事は分りませんが別種の民族なる事は案内書にも載つて居ります、さうして陸上の支那人と縁組もしなければ親密なる交渉もしないやうであります、其他調べて見ましたならば支那の全土に涉り色々な民族が居ることは明かでありまして漢人が國を創めてから必ずしも歴史上名高い所の匈奴北狄西戎のみではなく、到る處漢人の開拓して居る所の地面の附近には蠻人が居つたやうです、其事を考へて支那の例へば春秋左傳とか若くは史記などに書いてありますものを見ますと能く事情が分る、我々が日本の歴史を見て、日本の國土といふことから考へて、支那の歴史を讀んで居りますと、一向分らぬで居つたこと、若くは氣の附かなかつたことが非常に意義を有して居ります、現に今日でも北京附近及山東あたりの土著の人間といふものは盡く漢人ではない、漢人といふものは謂はゞ上流の役人として之は政事を爲す人であつた、それが長い間漢人として北京なり山東の方、若くは浙江省附近まで及んで居つたのであります清國時代に滿人が官吏として各地に居りたるに、愈々第一革命が實行さるゝといふことになりまして、滿洲の官吏といふものは或は焼討に逢ひ、或は殺されるか若くは逃るかして支那の全領土から引揚げて北の方に行つて仕舞つたといふやうなことがある之に依り想像が出来る通り、漢人は昔から優等の民族として各地に蔓つて居りましたから長い間各地方に勢力を持つて居りましたが、漢人種全體が支那四億の人間では無論ない、其の他に随分色々な民族がある、著しい例を挙げますと、猶太人が黄河から南の方に大分居る餘程前に來て其處に住居を構へたといふことであります、さういふ複雑な所でありまして書物などを見ましても、支那の

勢力の盛な時代は蠻人が中央に侵し來りて漢人を倒さうとしたことが屢々あつた、それは論語の中に孔子が「管仲桓公を相けて諸侯に霸たり天下を一匡す民今に至て其の賜を受く管仲なかつせば吾れ其れ髪を被り衽を左にせん」と言つて管仲を非常に賞めて居る、若し管仲が微かつたなれば自分の髪を長くして野蠻人に征服されたのであらうと歎息して居る、是は齊の桓公が覇者として山東に勢力を持つて居つた時に北狄が攻めて來まして、燕の國が負けて仕舞つて、將に滅びやうといふ状態の時分に、管仲が桓公を助けて戰鬪に従事し二年以上も戰つて艱難をし北狄を追出し征服して仕舞つた、若し此時齊が負ければ漢族の運命はどうなつたか分らぬといふ状態であつたらしい、其他支那の真中に夷狄が出掛けて來まして、さうして漢人を惱ましたといふことは度々歴史の上に現はれて居ります、加之今日の支那の地域を見ますと、各地風俗習慣を異にして居る、言語も非常に違つて居る、二十二省と申しますが、省の中でも言葉が違つて居る、横濱の裁判所の通譯をして居る支那人の話を聞いて見ましたも、自分は廣東に居つて廣東語を使つて居るけれども、自分等の仲間の廣東語といふものは元々福建の言葉であるから普通の廣東語とは違ふさうである、斯ういふ話でありまして、錯雜して居ることは實に想像以上であります、殊に著しいのは北方と南方とが餘程違つて居りまして、大別しますれば、北は黃河流域から起りました文明であり、南は揚子江沿岸に違つた南方文明であります、北の方は地味が非常に荒れて居る、滿目荒寥といふ有様で、草木は繁茂して居りませぬ、私共は秋から冬に掛けて北方を通りましたが、何處を見ても何にもない、樹が僅に立つて居ります所は、それは畑の眞

中に墓場がありますので、祖先崇拜の心の強い所でありますから墓場には幾らか松柏といふやうな樹が残つて居りますけれども、道路は草の根まで取つて仕舞つて、それを冬の焚物にするといふ位でありますから、草木といふものは容易に見られない、之に反して南に行きますと、沃野千里といふ有様で川又は溝が縦横に通つて居り水運は非常に便利である、到る處船で何處へでも行かれる、所謂南船北馬といふ言葉がある譯である、即ち北は驢馬に乗つて行かなければならぬやうな所であり、南は木の茂つて居る間を小船に乗つて過ることが出来るといふやうな状態であります、而して支那人一般の考はさうであるかと申しますと、どう致しまして帝王に忠義を盡すといふ心は持つて居ないから、思想の中心は何處に在るかといふことを考へて見ると、なか／＼分らなくなる、袁世凱は御承知の通り帝政を復活しやうとして蹉跌し間もなく張勳は復辟を實行した斯ういふことを考へますと、どうしても支那は帝王といふことを國民が頭に置いて居る國であるかといふやうに思はれますけれども、是はさうでない、其點は殆ど空論になつて居りまして、是は或理由に依つて袁世凱は帝王たらむと欲し、張勳は復辟を實行して清皇帝を再び擁立しやうとした譯でございます、簡単に申しますと、支那人は其の理想である所の王者の徳を行ふ者があつたならば、帝王であらうと、大統領であらうと、我關せず焉といふ状態であらうと思ふ、御承知の如く支那人は事毎に孔子と堯舜のことを必ず言ふ、堯といふのは支那では理想的の帝王の名前でありますが、此堯の時代に有名な擊壤の歌といふものがある、堯が政事を行ふて非常に良く天下が治つた、其時分に老人が壤(木にて作りたるもの)を擊

つて歌つて曰く、「井を鑿つて飲み田を耕して食ふ帝力我に何かあらんや」己れは自分の井戸を掘つて水を飲み、自分で田を耕して食つて居る、帝王の力は我に何等の難有味はないと云ふ趣旨を言つて居る、是は支那の昔からの國民性を言現はして居る言葉である、此思想は今日でも少しも變つて居ないといふことが歴史の上で言へるやうであります、さうしまして支那の歴史を見ますと、支那の大部分の人には誰が王とならうと構はない、治者と被治者との間には猛烈なる戦争といふものは餘りなかつた、戦争は要するに治者と治者とならむとする者の間にのみ激烈に行はれたといふことになる、西洋あたりの歴史とは其邊が大分違ふ所があるやうです、要するに是まで國が眞に統一したといふことはなくして、分裂しないまでに兎に角結合して居つたといふ状態であると言はなければならぬ、さうして今日の言葉で申しますと要するに共和の國であるといふことが斷言が出来やうと思ふ、共和國民としての性質を持つて居る國であると言つて差支ない。

其次に國民性といふことを少し御話して見ませう、英國には英國の國民性がある、獨逸には獨逸の國民性といふものがありますが、支那にも支那の國民性として認めることの出来る著しいものがあるが、此問題は餘程むづかしいこととございまして、唯今御話しまする如くに人種が非常に多い、風俗人情を異にし、言語を異にするといふやうなる土地柄でありまして、一概に支那人が斯ういふ國民性を持つて居るといふことはなか／＼斷言することはむづかしい、併ながら我々が見て我日本の國民性と比較して著しく違つて居ることは分りますから、其點を御話して見やうと思ひます、第一我々が見

まして一つ不思議に感ずることがありますのは、支那の人には一つの社會とでも申しませうか、區別を立てますと或人間の社會と他の人間の社會とを分けて明瞭にするこの出来る一つの團體がある、團體といふ程の結合的のものではないのですから、其種類とでも申しませうか、第一は支那の言葉で申しますると讀書人の社會、日本などで斯ういふことを言ふとおかしいので、日本では特に書を読む人と名づくべきものは別にないが、支那ではさうでない、書を読む人と書を読まざる者とを明かに區別することが出来る、書を読まない者は書物をまるで手にしない、第二に實業者の社會といふものがある、第三には遊民の社會、書を読まず又實業にも従事せず、唯ゴロ／＼して居る遊民といふものは書を読み學問をする者の團體でありまして、是は頻りに政治を論じ、詩の講釋をし、文章の講釋をする文人の社會であります、實業者の社會は眼中君主といふものは無論ない、眼中國家もない唯利を營むに汲々たる所の生産者の人々であります、斯ういふ所は餘程日本と違ふ、商賣をして居る所の人々は誰が天子にならうが、國はどうならうが、さういふことは一向構はない、遊民社會といふのは讀書人になることが出来ず、又生産に従事すること能はざる團體でありまして、唯ゴロ／＼して居る、歴史の上では讀書人と實業者の仲間と互に利害相反して争つたやうなことがあるやうです、又實業者が讀書人と一致したことがある、又遊民社會と實業者と一致したこともある、色々に變遷があります是れより右三種の社會の事を御話すれば第一の讀書人の社會と申しますのは昔から只今申しました通

り書を読み詩文の講釋をするのでございますから、口では仁義道德を唱へ、治國平天下を論じ、斯の蒼生を如何せんといふやうなことを申しまして、随分悲歌慷慨をして喧しく、在朝政治家には困つた者として取扱はれて居るらしい、此人々はどうなるかと云ひますと、此人々の目的は官吏になるに在る、外に目的はない、そこで試験に及第しまして官吏となりますと、それから先は官吏で居て利益を得やうとする、さうして是が若し知縣と云つて縣知事になると、大抵三年位で迭りますが、三年縣知事をやつて居りますと相當に財産が出来る、三年もやりますと色々な弊害が起るものと見えまして、知縣は更なる事になつて居る、一つの縣では知縣の候補者が數十名待つて居る、三年経つと後の者が出て來まして又財産を拵へて更るといふやうな状態になつて居る、さういふ風でありますから若し此者が試験に及第しませぬと餘程困る、落第した連中は、學問はした實業に従事することは出来ないといふので、徒らに政治を論じて居る、温和しい者は村の寺小屋のやうなもの、先生になりますか、若くは實業家の手紙書に雇はれる、支那で手紙を書くのはなか／＼やかましいのであります、どう書いても宜いといふ譯には行かない、それで本當に字を研究した人が法に依つて手紙を書くといふ譯である、此讀書人といふ者が大分昔から喧しかつたといふ證據には、是れは壓制をやつた譯でありませんが、秦の始皇帝の如きは遂に讀書人を坑にしたといふことがある、それから近頃では清國になりまして康熙帝（康熙字典を拵へた天子）の時に試験制度を改正しまして、試験制度は一種の詩文見たやうなものを試験する制度に改め、此やかましい者をして其學問をするが爲めに精力を盡さして仕舞

つた、試験の初は郷里の縣でやる、それから省でやる次に北京でやる、北京では皇帝が試験をするといふやうに試験制度を改正致しました、悪口を言ふ者は康熙帝は科擧の制を改正して讀書人をして詩文の研究に勢力を消耗せしめて之を去勢して仕舞つたと言つて居ります、今日では試験は法律試験となり昔より大分やさしくなつて居りますが、試験を受け官吏にならうと思つて苦心をして居る者が随分多い、支那では經濟とか醫學とか工藝とかいふものを勉強する者が至つて少いので、其方に頭を向けさせなければならぬといふことを今日では有識者が言つて居るやうであります、是は讀書人の一般が官吏になることを希望する爲め、法律試験を受けることに人々が熱中した結果だらうと思ひます。それから實業者の社會のことを簡單に御話して置きますが、支那では職業が三百六十幾つあるさうで、其中で五種の職業は賤しいものになつて居ります、それは俳優、娼妓それから樂人（支那では女は大抵歌を唄ふ丈りで、宴席には汚い老爺が出て來て鼓弓をやるそれを樂人といふ）それから理髮師、それから奴僕、是が賤しい者になつて居りまして、其他の者は總て同等の者に視せられて居る、此實業者の社會と云ひますのは先刻國家とか君主とかいふことを考へないといふことを申しました、それは考へる筈がない、彼等は昔から何等國家又は君主から保護を受けたことがない、却て政府の官吏が權力を笠に被て是等の財産を奪つたといふことがある、故に財産がありますれば己れ自ら保護しなければならぬ状態になつて居りますから國家とか君主とかいふものは難有いと思へない、是などは日本とは餘程違つて居る状態であります、そこで此社會はどう致しまして極端に利己、營利と

いふことになりまして、戦争といふやうなことは非常に嫌ふ、外國人が支那人はビヂネスマイフであつて、一體戦ひをするなどいふことは嫌ふ、唯仕事をして居れば宜いといふやうなことを言ひます、それは實業者の社會を指して言ふのであります、讀書人の社會になると現今でも憲法問題で喧しい議論をして居る、徐氏が大統領になると南の方から罷めたら宜からうといふやうなことを勧告するのは讀書人である、讀書人ならざる者はどうしやうが構はぬといふので、謂はゞ國といふ觀念がない爲めに斯ふいふことは極く冷淡に構へて居る、従つて此實業者といふものは、唯自分の利益を得やうといふだけのことを考へて居るのでありますから、工業などが甚だ振はない、支那人が株式會社などを設立しますと大概是潰れるに極つて居る、それから農業をやるのを見ましても肥料などはやらな、唯種を蒔いて生へればそれを穫るといふ有様で、總ての點に付て研究をするといふのでなく、又盡力も足らぬやうであります、自分が斯うしたら儲かるといふ考はありませうが、政府なり或自治體が補助を與へて實業を進歩させるといふまでにはまだ行届いて居らぬやうであります。

其次の遊民社會であります、是は讀書人の社會とも違ひ、それから又實業者の社會とも全く違つて居りました、腕力を持つて居るといふことが一つの特長である、それから生命財産を一向惜まない、財産といふものは殆ど無いのでありますから、そこで思ひ切つた仕事をするのであります、時に依ると歴史の證明する所では、此遊民社會が非常に跋扈したことがある、或時は讀書人の一部と結び或時は實業者の一部と結んだことがある、有名な、漢の高祖の如きは矢張り遊民の中に這入つて居るやう

であります、書物に書いてある所に據りますと、「家人の生産を事とせず壯なるに及び酒上の亭長となる」とありまして、それから追々に地位を得遂に戦争に勝つやうになつた、楚の項羽の如きは身分は良かつた人でありませうけれども、書を學んで成らず、劍を學んで成らずといふのであります、是も矢張り不良少年の遊民の仲間に入つて居たと見なければならぬ、陳勝、吳廣、韓信なども遊民の仲間である、此遊民の中には今日の苦力、それから博徒、兵隊もあります、此兵隊なるものは支那では遊民がなるので、日本のやうに實業者の子弟が召集されてなるのでありませぬ、此兵隊は最も質が悪い、それから匪賊、それから巡查——巡查などは遊民から皆出る、故に支那では巡查は餘程劣等なものに視られて居る、以上申したる如く支那人の社會は日本と違ひ右の如く區別の出來る状態になつて居ります。

次に支那人はどういふ性質を持つて居るかといふことを申上げて見ますと、第一に形式を學ぶ支那では面子といふものを非常に重んずる謂はゞ體裁を重んずるのです、是は能く支那人の様子を御覽になると分りますが、日本に來て居りましても身分に相應しない外形を飾つて居る人が多い、人を訪問する時も自働車に乗つて來るとか、或は馬車に乗つて來るとかいふことが澤山ある、是は昔から禮儀三百威儀三千などいふひまして、外形を貴ばなければならぬといふことになつて居りますから、官吏でも外に出ますには特に從者が附いて居る、旅行します時にも人が澤山附いて旗などを立て、行くといふことになつて居ります、非常に面子を重んずる爲めでありませうか良いことがありますのは家庭

内の悪いことなどは人に喋らない、是は支那人の性質と矛盾したやうな點でありますけれども、さういふ體裁の悪いことは人に言はぬといふことになつて居ります、下女下男などでは家の主人の醜事を外に出て言ふことをしない、日本の下女などのやうに井戸端で自分の家の悪口を隣の人に言ふといふことはないさうであります、それから結婚とか葬式などは非常に立派なものださうであります、日本などでも随分立派にするのでありますが、支那のは身分に不相應な澤山の費用を掛けるといふことであります、第二は個人主義が著しく發達して居りまして利己の念が強い是は詳しいことを申し上げるよりも例を申し上げます、支那の家は大抵近火があつても延焼しないやうに周圍に高い塀が出来て居るのが多いやうであります、さうして隣に火事があつても消防に努力することはしない、又家から火事が出るを門を締めて仕舞ふ、それは他人が這入つて來ると財産を奪はれる、寧ろ火の害よりも持つて行かれることが恐いので、隣保などが昔は扶け合つたやうなことがあるさうでありますけれども、今日ではさうではなく全く個人主義になつて居るやうであります、もう一つ著しい例は汽船の中に強盜が這入る事があります、客が多勢居る所に強盜が小舟に乗つてやつて來る、さうすると一方の者が脅迫せられて金を取られるのを外の者は黙つて見て居る、強盜が來たら協力して取つて押へるかどうかすれば宜いのに、外の者は決して助けないさうであります、現に私共の乗りました支那船の甲板上の通路に鐵の格子戸が立てある、是は一二等室の境にあるのです、此は下の三等室に強盜が來た時分に上まで昇つて來られぬやうに作つたのだといふことであります、是もおかしいのは、下に強盜が這

講

演

(三二)

入つたらば一等二等の客も協力してどうかすれば宜いのに、さういふことはしないのであります、是などが支那人の性質を現はして居ると思ひます、もう一つは或所に支那の裁判官が事務の研究に參りまして五六人居る、事務を教ふる人は甲といふ人に事務上の話をする、其甲は乙丙丁戊といふ外の人に話をするだらう、又話をして呉れるやうにと、甲に話しても甲は決して乙及其の他に話さない、自分丈け承知して人には言はない、是も日本人から考へると少し變つて居ることでありませぬ、さういふ譯で個人主義は著しく發達して居るやうであります、支那の書物にもありますが、利己の念の強いことは疑ひないやうであります、第三は辭令に巧みにして應接が上手なることであります、是は日本人の及ばぬ所であります、何事でもうまる辭を使つて人の機嫌を悪くしないやうにして居ります、此點は寧ろ進歩した國民として賞むべき所かも知れませぬ、日本人のやうに無頓着でない、現に斯ういふ話を聞きました、北京などに行きますと支那人が「北京は如何です、御氣に入りましたか」といふことを聴くのです、其時分に一應の挨拶としまして「北京は綺麗で結構です」といふのが當り前ですが、日本人は北京は埃が立つて仕様がなまいといふことを言ふさうであります、さういふことを言ふ必要はないので、丁度日本人が「お早う」「好い御天氣で」と相互にいふのと同じことにやれば宜いのであります、其點に行くと支那人はどんないやなことがあつても、厭な顔をしなまいといふ態度が通有になつて居るやうであります、第四には迷信の念が非常に強い、是は我々は明治の代に生れまして昔の人の迷信の念の強いことを知らないのですから、非常に不思議に感じましたが、支那には風水の説と云

ひまして、天の氣と地の氣の二つが調和した其方面に都を設け又は家を建てるのであります旅行をするにも風水を考へるといふことが盛であります、それから卜筮呪禁が盛であります、論語に怪力亂神を語らすとありますが、是は支那人の最も好きなことであります、小説を見ても芝居を見てもお化の出るといふことが非常に多い、是等はまた支那人の一體の思想が進歩して居ない證據だらうと思ひます、徳川時代の古い日本人の頭と餘り變りがないやうであります、宗。教。は。どうなつて居るかといふと、是も意外でありまして、我々は孔孟の教が普及して、到る處仁義道德が宣傳せられて居ると思ひたるに、さうではありませぬ、支那の五族の中の有力の漢人の大部分を支配して居るものは道德と云ひまして、是は黄帝を神様にして、老子の説を祖述する教でありまして、今日は支那に廣く行はれて居ります、却て儒教は讀書人が頻りに口にする丈けであつて、其實支那の一般の人には行はれて居らぬやうであります、迷信の強い御話をすれば、千八百七十六年に上海から吳松まで二十二哩の鐵道を外國人が敷いたことがあるさうすると其翌年大變虎列刺が流行つた、支那人は朝野を舉げて、あゝいふ汽車といふをかしなもののがうゝ音響を發し道を走らせる爲めに斯ういふ病氣が流行つたのであるから、あの汽車を止めて仕舞へといふので、二十八萬兩を出して買収しまして、汽車もレールもすつかり臺灣を持つて行つて海に投込んだといふことであります、是は遊民社會の迷信から出たのでなく堂々たる官吏がそれをやつたのですから、さういふことを考へて見ますと、支那人の思想といふものはまだ、西洋の思想に比較すると進んで居ないといふことは御分りにならうと思ふ、大概の支那人

の參詣する所に行つて見ますと、儒教といふものは行はれずさうして却て漢羽の廟、それから財神と云ひまして金の儲かる神様、それから女の參詣する神様がある、娘々廟と書いてある神様があります、漢羽を祀ることは支那人が神戸或は横濱あたりでもやつて居りますが、どういふ譯かといふことを支那の司法大臣に聞いて見たが、確かな事は分りませぬ是は傳説から來たので、漢羽はそんなに偉い人ではなきも、芝居の方で偉い人にして居る、漢羽が一旦死んで天に上つた其天に上つた漢羽を祀つてあるらしいのであります、それからどういふことを支那人は好くかと申しますと、御承知の通り阿片、及賭博が非常に好きであります、到る處社會の上中下の者がやつて居る、例へば旅團司令部と車窓に書いてある軍用汽車に乗つたことがあります、其旅團司令部の中で銀貨を賭けて博奕をやつて居るを見ました、下士なども盛に賭博をやつて居る、苦力などが物を買ふにしましても、二錢銅貨を出せば賣る者が籤を抽かして籤が當れば二錢で五錢の物が買へるといふやうなことにして居ります、此賭博の風は非常に盛であります、支那人は芝居が好きであります、支那の芝居といふものは私共には分りませぬが歌劇オペラに類するものであります。(未完)

新しきシンシン監獄に就て (第三十二卷 第一號)

宇陽 北 筑 生 譯

今日藝術界に於ける澤山の *Headlines* が唄と踊の交つた喜劇を見せる爲めにラムス、クラブからシンシンに來た。私は監獄から程遠からぬ道の片側にオスボーン氏を始め音楽隊(眞鍮の樂器を用ふる音楽隊)とウェルフェニア、リーグの委員約三十名及び守衛とが居るのを目撃した。彼等はかの俳優連をへ迎る爲めに待つて居るのでした。

會見委員(四人間に組織されたる上官と會見する委員)は銘々勝手なり又一齊になつて、オスボーン氏を罵り散らした擧句に、小山から下へと鐵道線路に之より降りるなり。或は密林の中を抜けて逃げるなりするには何の防ぎもなかつた。獄吏は誰も見張つては居なかつた。囚人は互に制し合つた。逃亡等はなす事なく雛菊咲き亂れたる道の側に腰を下して戰爭話に餘念もない。俳優連は遅くなつたのでオスボーン氏は道迷つて居るのでないかと心配しました。そこで私は氏に彼等を搜索するため私を車に貸してやつた。氏は一人の囚人に向つてジョンニー、お前はあの車に乗つて俳優連が道を間違へ

はしていか見て來いと言つた。車が走り出して下の方の道へ見へなくなつてから私は。若しも私の運轉手とあなたの所のジョンニーとがあつた儘直ぐに紐育へ行つてしまつたらどうでせうと聞いて見た。

なに瓦斯なくて行けるなら兎もそんなことのない限りは先づ大丈夫ですとオスボーン氏は落ち付いた體で云つた。

果してジョンニーは紐育へ行かなかつた。彼が逃走すべき好機會をば捨て、忠實に盟約を守つたといふ事實が翌朝紐育の諸新聞に麗々しく破格の特筆大書で報せられたかと云へば決してそうではなかつた。

七月三日に監獄の庭内にベースボールがあつた。その庭園はハドソン河から鐵柵を以て遮斷せられて居る。そしてその河と柵との間には廣き四十呎計りの細長い地面が續いて居る。囚人が打つた悪しき球が河の中に飛び込むのを防ぐために三期四のジョーヂ、セイバーを此の細長い地面に停らせて置いた。逃げようとすればセイバーは柵の外に至極都合のよい所へ置かれたのである。獄吏は見張(“grows”)塔から去つていないのである。此場には仲間の囚人が居た。ジョーヂは魚の様に遊ぶ事が出来る。若しも百碼離れて居らぬ所に休業者が多勢乗つて居る橈舟やボートや小蒸汽船が盛に往來して居る。誰もジョーヂを環視して居ない。誰も柵の内側に居てジョーヂに背を向けて、競技を見て居る。彼は單に靴を脱いで水の中に滑り込みジャーセイ堤又は一番近い小蒸汽船に向つて泳いで行けば

よいのである。若しも彼がそれ等の人々に救を求めたならばその人々は溺れかゝつて居る人間を救はない事はないだらう。彼は此の様な誘惑や河の水にジョーヂは彼の背を向けて居た。彼は履行すべき義務がある。彼は悪しき球を元へ還へさねばならぬ。

彼の眼が正確に見張れて居る時にジョーヂは後の方で救を求むる聲が聞へた。他の人は誰も聞いたものがない他の人は皆競技を見て居る(熱中して)塔の中の見張番さへも。そこで彼等はジョーヂセーバーが靴を脱ぎ河の中へ入つたのを見なかつた。彼等はジョーヂが轉覆した橈舟の所まで百五十碼計り泳いで行つて少年少女を一人一人堤の上に救ひ上た事も見なかつた。彼等は後になつてから病室に居て窓から救助するのを見て居た人に救助の有様を始めて聞き知つた。ジョーヂは監獄の門を開ひて貰ふためにゴツゴツとやつた。

「入らして下さい。私は私の監房へ着物を着換へに行きたいのです」といつた。門番は入らした。彼の機會(逃げる)は最早去つた。再び彼は柵の内側の悪い(逃げるには)場所へ来てしまつた。

先週私はシンシンで二十年も監獄に暮した四人に、四人等は彼等を人間の様に待遇するといふ彼の理想に依てお互の間で制し合つて居るかどうかを尋ねて見た。

全體の一割のものを除く外は皆そうですが一番悪い事は彼等がそれに依て支配されて來た事です、しかし、かの古い規則はその一割のものにとつて都合がよかつたのである。なせなれば彼等は實に獸の様に残忍な人間であるからである。吾々残りの者は獸の様に取扱はれたのです。そしてその結果は

私等が出た時にたゞ保守、*conservation* するといふ考へしか持たなかつた。兎も角それは私の考だ彼等は白人は白人を苦しめる権利がないと云つて我々を苦めたが只私の欲して居る事は彼等を苦しめる事であつた。そしてその結果は私は此處に四度もまいりましたがと彼は云つた。

私は誰に限らず一度シンシンを出て又戻つて來るやうな奴は非難すべき愚人であるといふ意味を述べた。

今ではそうせう。何となれば今では彼は此處を治むべき規則に従ふやうに勉めて居るからである。そして若しも彼が自分で規則を破り自身が特權を捨つればそれこそ大馬鹿者(非難せらるべき人)である。昔時規則は他人に従て作られて、そして馬鹿氣な残酷な規則であつた。昔時シンシンは罪惡を矯正しないで罪惡を醸成したのです。と私の友人(譯者囚人仲間を指す)は云ふのです。(尙續けて言ふに)オスボーン氏の驗さうとして居る事は私等が此處に居る間に樂みを與へて下さらうとするのではなく私等の進退を適當にして呉れるのである。吾々はその事がよくわかつて居るのである。善い事を爲して氏の事業の助けをしたいと考へて居ります。然し公衆(社會)ではそれがわからないのです。社會ではオスボーン氏がシンシンを非常に結構なそれが爲めに人々がそこへ收容されたためにわざわざ人の家に押入るやうな所にするではないかと思つてゐるやうだ。あなたは(嘗て)病院が大層氣持ちよい所であつてそこへ入れられないために脚を切るといふ人の事を聞きましたか(譯者曰これは頗る巧妙な面白い譬喩であると思ふ)郊外の人は此場所を別荘の様な場所にしたつて監獄は矢張り監獄だ

といふ事がわからないのだ。汝等が此處に投込んで置いてから後にそいつを罰しやうといふのは人間に對する道ではないでせよ。それは汝が排除いたものである。それは彼が爲めには不利の事であるのだ。汝等が彼を一瞬でも此處へ打ち込めば彼に對する罰になるでせう。一旦世の中に幸を失つた後では暗い監房の中に投げ込まうと活動寫眞を見せようとなつて何の助けともならないでせう。

私は彼の言葉に賛成することを得なかつた。私は活動寫眞と呼んだ。かの特典は彼にとつて非常に助けとなつたと信じて居る。彼等はシンシンに於ける横柄なる威壓と急がしい工場とをちやんと區別して居る。彼等は囚人等を眞人間にした、彼等に自信及人生の快樂、夫れ以上に希望といふものを與へたのだ。總べての人々ではない。彼等の一割にはない。私は誰でもがそれを斷定する權利がないと知つた。Looking forth nightの中に囚人が云つたやうに、誰かかの神の如き風車の威力を否定するものがあらうか。私の如くそれを非常に欲して居る人などは全く否定する事は出来ません。

しかしかの一割の絶望を否定するは感情家のみである。私はシンシンに於てかの一割の中の或る人が、彼等の爲した、あの道徳的感念の全く缺て居る無情なる行爲又囚人等の取扱ひ方がまるで氣の狂つた猛獸のやうに見える恐しい行爲について話すのを聞いた事がある。私は個人としては彼を打つてやりたかつた。そして裁判官審判官などが彼等の行爲に對して相當に苦しめるけれども決して私を奮起せしめなかつた。そして私は著述家や滑稽新聞の例證者(記者)殊に後者の如き甚しく害毒を與へるものがシンシンのこの制度を攻撃する時に彼等の心中には必ずやこの一割のものが居るに違ひないと

思つた。彼等は或る種類の囚人には如何なる改善の努力も絶望だと思つた。

それ故に活動寫眞やベースボールや速記術の様なものに對しては彼等は嘲笑を以て迎へられて居るのだ。彼等は残りの九割を忘れて居る。彼等はその九割を保護し彼等が善を爲して獄を出やうとするのを却て保主と云ふ觀念を起させるのでお互に保護し合つて居るといふ事を忘れて居るのだ。私は私の友人即ち獄中に第四期のお勤めを爲して居る囚人に向つて云つた。若しウェルフェア、リーグ(Welfare League)がシンシンから昔のお前が云つたやうな入つて來た時より悪くなつたやうな人でなくして正道を進まんだの希望に満ちた人間に出すとしたらそれは世間に利益を與ふる納稅者、家屋の管理者戸主とならぬことがあるであらうか。なせオスボーン氏の理想が獄内の人(囚人)同様に外界の人に影響を及ぼさぬであらうか。

そうですあなたも亦そうなるやうに奮勵していただきたいと彼は云つた。(丁)



統計

大正八年二月中入出監並月末在監人員 (△△漢)

監獄別	受刑者		勞務場留置者		乳兒		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女
小	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133	1,133
總計	5,290	4,758	4,390	5,327	5,290	4,987	2,911	1,790
刑事被告人	6,134	4,224	4,620	5,738	6,134	4,224	4,000	1,496
勞務場留置者	206	343	276	273	206	273	66	153
乳兒	36	4	11	29	36	30	7	1
備考	男 57,099	八,八五一	八,七九五	五七,一五五	五七,一七六	五三,九七一	△ 二一三	一八四
	女 二,一八六	四七八	五〇二	二,一六二	二,一九一	二,二一四	△ 二九	△ 五二
	計 五九,二八五	九,三二九	九,二九七	五九,三二七	五九,三六七	五六,一八五	△ 五〇三	一三三

大正八年二月末在監者人員表

內朝鮮人受刑者男八三人刑事被告人男一〇人、外國人受刑者男三九人女一人刑事被告人男五人アリ、
 ×印は逃亡犯罪人引渡條例ニ依リ拘禁者並外國艦船乗組員ノ逮捕留置ニ關スル援助法ニ依リ拘禁者ナリ

監獄別	受刑者	勞務場留置者	乳兒	合計
東京	1,093	1,093	1,093	1,093
豐多	1,093	1,093	1,093	1,093
廣瀨	1,093	1,093	1,093	1,093
橫濱	1,093	1,093	1,093	1,093
浦和	1,093	1,093	1,093	1,093
前橋	1,093	1,093	1,093	1,093
千代田	1,093	1,093	1,093	1,093
水戸	1,093	1,093	1,093	1,093
宇都宮	1,093	1,093	1,093	1,093
長野	1,093	1,093	1,093	1,093
甲府	1,093	1,093	1,093	1,093
靜岡	1,093	1,093	1,093	1,093
名古屋	1,093	1,093	1,093	1,093
安曇	1,093	1,093	1,093	1,093
岐阜	1,093	1,093	1,093	1,093
岐阜	1,093	1,093	1,093	1,093
新加	1,093	1,093	1,093	1,093
福井	1,093	1,093	1,093	1,093
宮城	1,093	1,093	1,093	1,093
盛岡	1,093	1,093	1,093	1,093
青森	1,093	1,093	1,093	1,093

刑	男		女		計	前月末日 現在	前年同月 末日現在	前月比較 增減	前年比較 增減
	受刑者數	初犯	受刑者數	初犯					
無期	1,044	49	1,093	945	1,044	1,044	1,044	960	
十五年以上	2,033	1,911	53,114	52,834	2,033	2,033	2,033	1,077	
十五年未滿	1,044	49	1,093	945	1,044	1,044	1,044	960	
十年以下	1,044	49	1,093	945	1,044	1,044	1,044	960	
五年以下	1,044	49	1,093	945	1,044	1,044	1,044	960	
三年以下	1,044	49	1,093	945	1,044	1,044	1,044	960	
二年以下	1,044	49	1,093	945	1,044	1,044	1,044	960	
一年以下	1,044	49	1,093	945	1,044	1,044	1,044	960	
六月以下	1,044	49	1,093	945	1,044	1,044	1,044	960	
三月以下	1,044	49	1,093	945	1,044	1,044	1,044	960	
合計	51,337	1,950	53,277	52,986	51,337	51,337	51,337	4,001	
受刑者數	18,177	1,177	19,354	18,834	18,177	18,177	18,177	1,812	
初犯	28,787	665	29,452	29,513	28,787	28,787	28,787	758	
合計	51,337	1,950	53,277	52,986	51,337	51,337	51,337	4,001	
編造	27,526	912	28,438	28,438	27,526	27,526	27,526	960	
強盜	2,335	14	2,349	2,346	2,335	2,335	2,335	107	
賭博及七富藏	2,964	56	3,020	2,746	2,964	2,964	2,964	231	
詐欺及七恐喝	5,722	107	5,829	5,917	5,722	5,722	5,722	148	
橫領	2,495	28	2,523	2,509	2,495	2,495	2,495	35	
贓物二關ス	890	28	918	896	890	890	890	90	
毀棄及七隱匿	56	1	57	57	56	56	56	11	
通貨偽造	147	6	153	156	147	147	147	37	
文書、有價證券偽造	156	20	176	180	156	156	156	37	
印章偽造	38	1	39	38	38	38	38	4	
偽證及七誣告	73	1	74	74	73	73	73	1	
遺棄姦淫及七重婚	73	1	74	74	73	73	73	1	
傷害	421	18	439	441	421	421	421	35	
殺害	1,691	28	1,719	1,714	1,691	1,691	1,691	19	
殺兒	2,307	198	2,505	2,517	2,307	2,307	2,307	46	
要兒	38	146	184	184	38	38	38	10	
逮捕及七監禁	11	51	62	62	11	11	11	3	
合計	51,337	1,950	53,277	52,986	51,337	51,337	51,337	4,001	

○大正八年二月末日現在在監受刑者罪名表 (△減)

刑	男		女		計	前月末日 現在	前年同月 末日現在	前月比較 增減	前年比較 增減
	受刑者數	初犯	受刑者數	初犯					
無期	1,044	49	1,093	945	1,044	1,044	1,044	960	
十五年以上	2,033	1,911	53,114	52,834	2,033	2,033	2,033	1,077	
十五年未滿	1,044	49	1,093	945	1,044	1,044	1,044	960	
十年以下	1,044	49	1,093	945	1,044	1,044	1,044	960	
五年以下	1,044	49	1,093	945	1,044	1,044	1,044	960	
三年以下	1,044	49	1,093	945	1,044	1,044	1,044	960	
二年以下	1,044	49	1,093	945	1,044	1,044	1,044	960	
一年以下	1,044	49	1,093	945	1,044	1,044	1,044	960	
六月以下	1,044	49	1,093	945	1,044	1,044	1,044	960	
三月以下	1,044	49	1,093	945	1,044	1,044	1,044	960	
合計	51,337	1,950	53,277	52,986	51,337	51,337	51,337	4,001	
受刑者數	18,177	1,177	19,354	18,834	18,177	18,177	18,177	1,812	
初犯	28,787	665	29,452	29,513	28,787	28,787	28,787	758	
合計	51,337	1,950	53,277	52,986	51,337	51,337	51,337	4,001	
編造	27,526	912	28,438	28,438	27,526	27,526	27,526	960	
強盜	2,335	14	2,349	2,346	2,335	2,335	2,335	107	
賭博及七富藏	2,964	56	3,020	2,746	2,964	2,964	2,964	231	
詐欺及七恐喝	5,722	107	5,829	5,917	5,722	5,722	5,722	148	
橫領	2,495	28	2,523	2,509	2,495	2,495	2,495	35	
贓物二關ス	890	28	918	896	890	890	890	90	
毀棄及七隱匿	56	1	57	57	56	56	56	11	
通貨偽造	147	6	153	156	147	147	147	37	
文書、有價證券偽造	156	20	176	180	156	156	156	37	
印章偽造	38	1	39	38	38	38	38	4	
偽證及七誣告	73	1	74	74	73	73	73	1	
遺棄姦淫及七重婚	73	1	74	74	73	73	73	1	
傷害	421	18	439	441	421	421	421	35	
殺害	1,691	28	1,719	1,714	1,691	1,691	1,691	19	
殺兒	2,307	198	2,505	2,517	2,307	2,307	2,307	46	
要兒	38	146	184	184	38	38	38	10	
逮捕及七監禁	11	51	62	62	11	11	11	3	
合計	51,337	1,950	53,277	52,986	51,337	51,337	51,337	4,001	

見て差支あるまい、事務官は何れよりならんか雲漢々の妻だが従
來の例より案すればどうせ検判事の範圍を脱するものはあるま
(甲突生)

寄 書

○監獄衛生雜感

金澤 石 崎 貧 樂

▲犯罪者一千名に就ての身體狀態の統計的研究
アングーソン、レオナルド氏等は法廷に於て見
たる一千名の犯罪者に就て身體検査を行ひしに内
健全又は略々健康なる者は六六、八%にして残り
三三、二%は醫療を要する程度に健康を害せられ
居る者なり。

右の内六百名の犯罪者に就て花柳病の有無を検
せるに四七%は之を有せり就中百三十四名の酒客
中三八、八%は花柳病を有し百十二名の盜賊中三
三、九%も花柳病を有せり。

人が殺害せられたる事件に於て現場の襖障子にあ
る血液になりし指紋印象は普通見る如き指頭隆線
により生じたるものに非ず反て凹線により成立せ
しものなることを證明し得たり。

夫人の死體を解剖するに際し左右十指の指紋を
押捺之と襖障子上の鮮明なりし指紋とを對照せし
に一も一致するものなかりしを以て此襖障子上の
指紋は必ず加害者の指頭により生じたるものなる
べしと豫想せり。

其後犯人逮捕せられたるを以て犯人の指紋原紙と
障子に残留せし指紋印象とを比較せしに全く一致
符合するものを認めず甚だ不審を抱き尙精細に觀
察せしに障子にありし指紋の白線は犯人の右示指
指紋の黒線(隆線)に一致するもの、如き觀ありし
を以て先づ指紋寫眞と白紙との間に炭素紙を置き
寫眞の白線に沿ひ硝子棒の尖端を以て引壓し斯く
して得たる白紙上の黒線と犯人の右示指指紋の黒
線とを比較せしに能く一致せり。

(Boston medical and surgical Journal, June 13, 1913.
Vol. 178, No. 24, P. 803.)

▲少年法調査

少年裁判法は曩に平沼檢事總長、花井卓藏博士
谷田監獄局長等の起草委員に依り脱稿し居り司法
省としては一日も早く實施を希望しつゝあるも何
分之が實施には不尠經費を要することゝ其儘に
手控へ居りしが明年度に於ては多額の經費を要せ
ざる程度に於て本法の實施を爲さんとの意嚮にて
既成の法案に改訂を加へて來四十一議會に提出す
べく目下少年法起草委員を開き調査しつゝあるが
全文約六十條より成り實施と共に五十萬圓内外を
支出して東京、大阪、京都、横濱、名古屋、神戸、
廣島、福岡の主要都市に少年監獄を新設するの方
針なりと云ふ。

▲刑事探證學に關する補遺

指紋凹線により成立せし指紋印象

高山醫學博士は福岡在住の浮屠獨乙海軍大尉夫

由是觀之障子に偶然殘され血液になりし指紋は
犯人の右示指の凹線により成立せしこと確實にし
て犯人の右示指が一旦血液に汚染し然る後或る何
等かの機會に隆線上の血液拭去せられ凹線内に殘
留したる血液のみによりて印象せられたるものな
り。

故に血液若くは之に類似の物質により生じたる
指紋を利用して犯罪人を檢擧せんとするには必ず
之と指紋原紙若くは犯罪嫌疑者の指紋とを比較し
其隆線に一致するや將た又た凹線に符合するやを
檢査すべし然らざれば眞の犯人を見逃すことある
を教ゆるものとす。

▲世界に全く同一の指紋を有するものは二人と無
いと斷言出来るのであ、けれども同一の卵から
二人の子供が出来た様な場合ならば全く同じ指紋
であるかも知れぬと或る學者は斷つて居るが未だ
積極的に双胎兒の指紋は相等しと云ふ報告は寡聞
なる我等の知らざる所である双胎兒を檢材として

調査する必要がないでもない。指紋の智識が段々犯罪者に普及して来るに従ひ自分の指紋の破壊を企てる奴が少くないことである之が爲に指紋原紙には單に指紋だけでなしに他の身體的特徴を擧げて置く必要があるのである。

又指頭に瘰癧があるとか多指症とか手指癒合症などある時には夫れ自身も顯著なる特徴である。尙指紋から其年齢を大畧推定することが出来る成年の指は小供の指より大きいのは知れ切つたことである指紋の様子は全く不變であるが乳頭隆線の一定特徴の距離は大人となると小供時代よりは益々廣くなる此の理由より一定單位距離内の隆線の數が各年齢に於て如何に變ずるかを檢べて見ると例へば五密迷を單距離として何某の初生兒時代の指頭隆線を隆線に直角に該單位距離内だけ計へた數が十八とすれば。此の人が二十歳になつた時には單位距離内の隆線數は遙に減つて居るに違ひない久しきに亙つて觀察された結果に依れば初生兒

では隆線に直角に五密迷を測つた距離の其の隆線數は十五乃至十八で八歳の兒童では十三で二十歳になると九乃至一〇で之れ以上の年齢では七乃至六に減するところがあると云ふ老人の指紋は尙ほ他の特徴がある即隆線が一般に扁平になつて輪廓が明瞭でないやうになつて居る、だから指紋の個々の隆線は不明瞭にぼかされて時には殆んど鑑別不能といふ程度になつて居ることがあるものである。

▲精神病者保護取締に就て

我國の刑法は精神病者の犯罪を犯罪と認めないで其行爲を罰しませんのに其放免した危険な精神病者を取締る規定がなく従て又それを保護し收容する所が殆んど皆無です民法は又精神病者に對して財産を保護する爲には禁治産を命ずることがあります財産あるものに其財産の處分を禁ずるのは矢張之に最も適當な收容所がなくはならぬと思ひます然るに其所がないのであります精神病者監護法は個人には精神病者を禁錮することを許して

居ります又市町村には場合によりては精神病者を禁錮することを命じて居ります是には禁錮を要する精神病者に相當する丈の設備がなければならぬことは勿論であると信じます市町村が精神病者を監置しなければならぬとすれば府縣は府縣、國家は國家で矢張相當監置をしなければならぬこと、思ひます然るに我國目下の狀況では國家にも府縣にも市町村にも殆んど其設備がありません。

心神喪失者を罰せずと云ふ刑法があつて其放免後の跡始末は法律上にも行政上にもついて居らず精神病者監護法はありますが、それを實際に執行する場所が整ふて居ないのは實に遺憾に存じます。

▲塵芥

汚物掃除の施行規則によると掃除をなすべき種別は塵芥、汚泥、汚水、尿尿の四つで之を汚物と唱へるのである塵埃は臺所から出る廢棄物も座敷を掃いた埃も其他襦袢、屑物及一切家庭から出る

廢物を塵芥と云ふのである。

塵芥に限らず汚物の凡ては生命を危くし健康を害するのである汚物の中には病毒が潜んで居る病原菌は汚物にくつ付いて吾人の身體を襲ふのである。

鼠や蠅は人體を襲はるゝ媒介者であるが汚物を完全に取片附けられたら假令蠅があらうと危険はなくなる。

又た汚物は土地を汚染し飲料水を悪くする又た惡臭を散するから之を呼吸すれば人體に害がある。

塵芥を以て凹地を埋めるのは各種の危険を伴ふ無乃選別法により利用するか或は牧畜の飼用とか農作物の肥料とかいろ／＼の原料を拾ひ集め最後の殘廢物は埋立に使ふ然して焼却法は最良の法である英國杯は盛んに行つて居る而して焼却による熱を利用して浴湯、發電に使用し又た灰は金庫を造る材料となり耐火煉瓦の材料となる。

監獄は主として焼却するも亦た廣大なる耕耘地あるのみならず適當の場所に堆肥とし又は埋没するも宜しい監獄には完全なる焼却場のある所はなく焼却場の大規模にして有名なるはハムブルグ市にある。

○代表的性格不良者の觀察

荊屋哲公

性格不良といふ語は稍通漫の嫌ひがある、犯罪者ほどのもの何人か性格不良ならざるものがある。然るに茲にいふ所の性格不良者とは受刑者中性質最も不良、習癖最も不良、行狀最も不良、改善の見込薄弱なるものを指すのであるといふ事を冒頭に於て述べておく。

此の如き極めて不良なるものは何れの監獄にも非常に澤山あるわけではないが五人や十人は必ずある、言はゞ性格不良の代表者である、此代表的不良受刑者が我福岡監獄には比較的が多い、その理

由は受刑者中約三分の一は坑夫であるといふ事、及び地方の風俗が浮華で酒色に耽溺するもの、比較的多いといふ事等が主要なるものである。

現在受刑者一千三百余の中、少年、未成年を除き、九百六十の成年受刑者中に就て大觀するに、凡そ百人近くは前記代表的不良者が居る如くに思はれた、依つて小口より調査して五十人に至つたが、其以上は一段を劃して稍善良——不良中稍善良なりと見るを得るものであつた、即ち十九分の一が代表的不良者として予の眼に映じたのである、此材料を基礎として本人の身の上話と身分帳の記録とを綜合して概括的の判断を下したのが此調査である。

先づ彼等の罪質の上より見るのが順序であらう、一般受刑者を通じて窃盜が最も多いやうに、性格不良者中にも一番多いのが窃盜で、詐欺之に次ぎ、殺人、強盜之に次ぎ、左の如き數字を現はして居る。

窃盜(三四人) 詐欺(八人) 殺人(三人) 強盜(二人) 強姦(一人) 牙保(一人) 放火(一人) 合計(五〇人)

次は犯數である、累犯必ずしも不良ならず、初犯必ずしも善良ならずとはいへ、どうしても性格不良者は累犯に多いといふ事は事實である。

初犯(無) 二犯(二人) 三犯(一人) 四犯(九人) 五犯(八人) 六犯(四人) 七犯(三人) 八犯(七人) 九犯(一人) 十犯(二人) 十一犯(二人) 十三犯(一人) 十九犯(一人)

而して之に關聯して彼等の初犯時年齢を見るに、殆ど半数は少年囚よりの成上り者であるといふ事は驚くべき事實である、即ち

初入時十八歳未満(三三人) 二十歳未満(八人) 三十歳未満(一六人) 四十歳未満(二人) 五十歳未満(一人)

となるので、如何に彼等が幾多の年功を鐵窓裡に積んで以て代表的不良者とまで墮落せしかを知る

事が出来る、少年犯罪者に對して特別の注意を拂つて裁判制度を改むるといふ事も、行刑方法に特殊の施設をするといふ事も、決して無意義でないのを知るわけである、改善するなら少年時代である、少年監で改善出來ずに未成年として再犯し、成年として數犯を累ぬるに至つては所謂病膏盲に入るものであつて、改善不能の嘆を發するも決して無理ではない、少年受刑者を取扱ふの當局者たるもの、其任務は重且つ大なりといはねばならぬ。

然らば彼等は如何なる期間を監獄で暮したかといふに、初犯以來刑期を通計して十年間を監獄生活に費したのも最も多く、十五年間の在監者その次に位する、甚しきは三十年間の日月を監獄に費したのも又は費さんとして居るものもある、即ち刑期通計五年迄(一人) 十年迄(二人) 十五年迄(一人) 二十年迄(七人) 二十五年迄(七人) 三十年迄(三人) といふ状態である、但し此中には現在の刑期を算

入してあるから、今日迄丈では未だ其年數に到達しては居らぬものも混つてあるといふ事を斷つて置く。

近來でこそ諸所に新監獄も出來、舊監獄一部の改造も出來て、獨居拘禁も段々多くなりゆくやうであるが、從來の所では雜居拘禁の爲めに犯罪の傳播力が強かつた、彼等不良者は多く此雜居房で悪化したもので、たま／＼分房拘禁に付せらるゝに至つた時は、既に不良化して仕舞つて、雜居には置けない様になつての後の分房である、かうなつては彼自身の不良化を如何ともする能はざる時であるのを残念に思ふ。

次は犯由の觀察である、犯由は分つて二とせねばならぬ、即ち遠因と近因、或は原因と動機である此二つを一々詳細に調査したのであるが、統計的に發表するには稍困難の感があるから今は近因のみを擧ぐる事とした。

酒色(二二人) 酒(一三人) 女(四人) 賭博

行くものが最も多いといふ事は、放蕩者流の常態である。

次は彼等の性質である、性質の鑑別は頗る困難で、見る人によつて其觀察を異にし、又時によつて其觀察を異にする、併し此不良者に對しては長日月を以て觀察したる諸方面の鑑定を參酌して、恐らく異存のないところを狙つた積りである。

放縱(一四人) 狡猾(一一人) 粗暴(六人) 執拗(五人) 浮薄(四人) 疎放(三人) 懦弱(三人)

傲慢(二人) 佞奸(一人) 剛腹(一人) 放縱性、粗暴性、疎放性、浮薄性等のものは感情型に屬し、狡猾性、傲慢性、佞奸性等のものは理性型に屬するものと思はれるが、前者は一般的に常に多數に上り、後者亦之に次ぐ、茲に注意すべきは性質に非る習癖が性質と伴行する形式を現はすことである、即ち短氣にして官吏に反抗し、又は他の受刑者と喧嘩し易きものが三十五人の多數に上り、剛情にして其心得違ひを説示するも容易

(五人) 放蕩(三人) 忿怒(二人) 癡情(二人)

始めの酒色は申迄もなく酒と女の兩刀利で、多數を占めて居る、別に酒のみのものに多數を占めて居る、女のみでは四人、賭博では五人といふ數に下つて居る、今之を放蕩といふ一科目に收計するときには四十四人といふ多數に上るので、不良性格者の犯罪の殆ど九分方は放蕩に原因して居る、而して之が二十歳未滿の時代から淵源して竊盜となり強盜となり詐欺となつて居る、之に因んで飲酒の量を調べて見ると、五十人中嗜まざるもの七人あるのみ、餘は皆飲酒を好み、甚しきは二升迄傾くるもの四名もある。

不嗜(七人) 二合迄(七人) 五合迄(二四人) 一升迄(六人) 一升五合迄(二人) 二升迄(四名)

犯罪の裏面には女ありとはよくいふ事であるが、其又女の裏には酒がある、始めから女に行くものもあるが、始めは酒で、酒の勢で女に行く博奕に

に押入れず、反抗的態度を取り易きものが十三人もあるといふ事である。其他の二人は著しき習癖のないものである。

在監中の犯則行爲は即ち前の性質、習癖から流出する末であるが、流石は性格不良の代表者丈はあつて、甚だ振つて居るものが多い、前科の犯則は暫く措いて、現刑入監後の犯則度數を先づ調べて見やう。

五回迄(八人) 十回迄(二四人) 二十回迄(二人) 三十回迄(無) 四十回迄(三人) 八十回(一人)

此度數は無論在監年月の長短にもよる事で、是れのみを以て直ちに彼等の不良性を比較する事は出來ない、且つ又不良者中には變質のものもあるから、時に犯則行爲を手加減してある場合もあるから、旁々此度數は多くの意味を爲さぬものかも知れぬが、然し其大勢を知るの材料とするには十分である。

以上は犯則の度数に就てあるが、犯則種類は如何と見るに、最多きは喧嘩、犯則品包藏、通聲、難談で、之に次ぐものは暴言、密書、放歌、暴行、抗命、横臥、同囚血誓、作病、自殺未遂、逃走未遂、窃食、口笛、官本破棄、怠役等である、如何に彼等が感情的で、放縱性を發揮し、短氣、剛情の習癖を曝露するかを見るに足るではあるまいか。

次に人生に於ける出發點であるところの生育關係を見るに左の通である。

實父母の手に生育されしもの(二九人) 實父繼母の手(五人) 實母繼父の手(三人) 實父の手(二人) 實母の手(四人) 養父母の手(二人) 伯叔父母の手(三人) 祖父母の手(二人) 他人の手(二人) 孤兒院の手(一人)

實父母の手は最多數ではあるけれど、前科者、乞食然らざるも行狀不良、家庭腐敗の中に生育されたものが大部分で、完全に近い家庭に生育されたと思はるゝものは二十九人中僅に四人のみである。

なる程のものは信仰を距る事自由句である。予は此文の最初に於て、福岡では坑夫の受刑者の多い事を述べた、最後に於て彼等五十人の職業別を掲げて如何なる職業に従事せるもの、中から性格不良者を出して居るかを明かにしたい。

炭坑々夫(一二人) 定業なきもの(九人) 農日稼(三人) 理髮見習、料理屋被備、舟乗、吳服店々員、土木日稼(各二人宛) 炭坑事務員、藝妓券番被備、貨座敷被備、キリスト教傳道者、塗物職、竹細工職、荒物店被備、小間物商店員、表具師、桶屋、古物商、新聞廣告取、人夫、自轉車修繕、活版職工(各一人宛)

此の如くにして彼れ代表的性格不良者は墮落し、此の如くにして放縱なる生活を爲し、此の如く無信仰にして此の如く持利しものとなつて居る、此奈落の底から彼等を救ひ出すべき任務の重大なるを思ふときは、自ら省みて餘りに不徳なるを恥ぢずには居られぬのである。

然し乍ら聖世の有り難さには教育の上にては全然皆無のものは甚だ少く、少年囚時代の監獄教育もあるが兎に角左の如き狀況を呈して居る。

教育無きもの(五人) 尋一程度(無) 尋二(三人) 尋三(五人) 尋四(三人) 尋五(二人) 尋卒(二五人) 高卒(一三人) 中學二(一人) 中學三(三人) 宗教に至つてはゼロである、宗門別にすれば左の如くなる。

眞宗(二八人) 淨土宗(九人) 禪宗(七人) 眞言宗(四人) キリスト教(一人) 不詳(一人)

これは本人所屬の宗門であつて信仰ではない、何か信仰を持つて居るであらうと種々に觀察するけれども、此階級に屬する程の受刑者は何等信仰を有しない、唯僅に日輪、愛宕、稻荷を信すといふもの三人を發見したが、是とても熱心の信仰とは見受けない、犯罪者全體の上よりいふときは迷信家が随分居るやうにも思はれるが、不良性格者と

雜 纂

○予は看守諸君と語る (二十三)

典獄 有馬四郎助

我が敬愛する看守諸君

左に語る所甚だ卑近なりと雖ども、また之れ日常の心得として決して忽儲に付し能はざるもの、殊に吾人の執務上關係する所重大なるものあれば、茲に之に就て予の愚見を述ぶるも、強ち無用の業に非ざるべし。

談話は吾々の處世上之れ程利害關係の多いものはない、殊に今日のやうに世が進んで来て、何事も手取早く仕事を致さればならぬことになつては尙更のことである、要するに簡單明瞭に能く要領を得るやう注意するが、何より大事であるまいか、吾人は返す／＼もこの一事を輕視してはならぬ。

文明人は社交と云ふことを以て實に大なる務として居る、故

に彼等が之を重んずること非常であつて、總ての成功も唯此社交の上手下手にあるとして居る。されば之に必要な談話の巧拙に注意し、其訓練を怠らざるこの熱心なる、寔に故ありと謂はればならぬ。

三

談話に下手なる者は、自分に損することの如何に大なるかは云ふ迄もなく、亦た其相手に迷惑を掛ること決して少くない、了して多忙なる今日の世の中に、時間の經濟に損あること非常だから、簡單で済むことを矢體に長つたらしくやるは、實に現代式でないのである。そこで都會生活に慣れたる者は自然に訓練されてゐるから談話も手取早いけれども、田舎の農民など來ては實に其悠長冗漫に閉口することがある。

四

軍隊などでは殊に談話の簡單説明を貴ぶ、云ふ迄もなく是は軍務の必要上からのことで、即ち活潑敏捷の行動を取るには是非共冗長なる駄辯を避けて、尤も明快な簡潔な言葉を用ゐる辨じなければ、總ての行動が鈍ぶり時機を失し終に大敗を取るに至る、職務も之同く其意味に於て方法に於て、軍隊とは殆んど相通ふものがあるから、何處迄も敏活を以て行動の要件となし、言語動作總て軍隊式でやらなければならぬ。

五

吾々は先以て自ら慎み自ら修めて其惡例を示さぬ者ならねばならぬ、元來司獄官として多辯であり冗らであるは不似合千萬であるが、尙ほ進んで嚴密なる注意を此に加へ、常に寡言簡明ならざれば彼等に惡例を示すのみならず、洗して彼等の長短をも受くることは出来ぬ、氣を付くべきは無用の駄辯を慎むことだ。

○藥籠(二)

菊屋老龜

△嫁姑不和の主觀的原因

昔も今もおしなべて、嫁と姑は不和なるものと相場が極つて居る、之を主觀的に研究して其原因を調べたものは左の通り。

一、姑嫁相互の豫期的暗示、即ち姑嫁は不和なるものと始から信じて、何でもない事迄嫁の我儘を解し、姑の意志惡ると解し、豫期的に其方に傾いて行く。

二、姑嫁相互に不理解、これには四つの區別がある、一には姑嫁其人の教育の程度及び性質

軍隊に於けるが如く、又た能率増進を重んずる文明人の如く我々司獄官も日常の談話に注意して、冗長を避け重視に渉らず枝葉を去り、唯要領を捕むこのみ心掛け、以て長時間を無用な談話のために徒費せぬやう、言換ふれば短時間内に於て成るべく多くの事を辨するやう、極めて少言葉を用ゐ、極めて多くの事を語ることを旨とせればならぬ。

六

談話の巧拙は其人品を上下するに關係がある、即ち言葉に餘裕を置き而して相手者の體面を地位の敬意を表して其推諉に任せ成るべく其要領を捕んで語るが、頗る紳士的でもあり且つ自己の賢明を表はすものだけれども、併しながら相手の何人たるを問はず、餘りに事細かに解釋可にて細町町に過ぎ、クダ／＼數繁雜に渉る時は、自分の思慮詳密を見せる積りであつても、それは却て己れの愚を現はすことになるのみならず、相手を馬鹿にした不紳士的態度と云はればならぬ、眞に慎むべきことである。

七

在監者は一般通弊として言葉がクダ／＼、數不得要領で冗長に渉るが常である、是は彼等が常に社交に失敗し人の信用を得難き一大缺點であるまいか、果して然れば吾々司獄官は茲に心して、常に之が矯正に力を致すべきが當然の役目であらう、故に

の差異、二には風俗習慣の差異、三には家風なるもの、相違、四には個性の相違、これらの點より相互の不理解が始まる。

三、姑の嫁に對する嫉妬、嫉妬といふもの、少し趣は變つて居る、即ち我息子の愛情が嫁に奪ひ去れたといふ意味の嫉妬、或は家中の權力、即ち主婦の權力が嫁に移つて行くのを不快に感ずるといふ意味の嫉妬、

四、相互の過度期待、姑は嫁に對して今少し孝行をするであらうと信じ、嫁は姑に對して今少し慈愛にさるゝであらうと信じ過ぎる、それが期待に反するところから面白くない感が起る。

姑の川柳中に「信心の御利益留守の嫁が受け」といふのがある、一寸穿つて居る。

△石火の機

澤菴禪師の「不動智神妙錄」に云く、石火の機と申す事の候、是も前の心持にて候、石をハタと打

つや否や光が出て、打つと其儘出る者なれば、間も透間もなき事にて候、是も心の止るべき間のなき事を申候、早き事とばかり心得候へば悪敷候、心を物に止め間敷といふが詮にて候、早きにも心の止まらぬ所を詮に申候、心が止れば我心を人にとられ申候、早くせんと思ひ設けて早くせば、思ひ設ける心に又心を奪はれ候、と、吾人處世の要訣亦此點に存する次第に候。

△技術よりも膽力

槍術の名人龜井武藏守は、溪川の急流を溯る鮎を突いて槍術の玄妙を工夫し、龜井流の槍術を天下に廣めた、秀吉公も感心して、汝の技は神に入ると褒められた、其時に加藤清正武藏守と試合をなさんと申出でた、清正は片鎌槍の名人、幼年より秀吉に従つて千軍萬馬の間を馳驅し、清正の槍先に向つた者は大抵突き伏せられた、秀吉は今清正の試合申出を面白しとして之を許した、依て兩人稽古槍を取つて試合に及んだが、三番試合つて

三番共清正が負けた、武藏守がヤツと突いてかゝる槍先はどうしても受け切れない、暫く考へてゐた清正、何卒眞劍勝負を仰付られたいと願ひ出た、秀吉愈々面白しとし、早速許された、清正は有名なる三尺五寸の烏帽子兜を頂き、具足をつけ、片鎌槍を以て立出でた、武藏守も甲冑に身を固め、大身の槍を取つて罷出でる、兩人は槍をピタリと構へてエイヤツト睨み合つたが、今度は武藏守も容易に突けない、それに反して清正は片鎌槍を揮つて武藏守へ肉薄して來たその勢は猛虎の荒れたる如くにて、流石の武藏守も敵しかねて槍を投げすて、降參して了つた、して見ると術よりも度胸のいゝ者が勝利を得るものと見へる。

△酒と煙草

二十歳から六十歳まで、毎日酒を二合づゝ飲むと假定して勘定すると、此量二十九石九斗三升、此金高三萬四千〇七圓、一升一圓として年八分の複利、此アルコール量千六百五十二磅となる。

同く此四十年間に毎日敷島一袋づゝ喫むとする、此本數二十九萬九千三百本、此延長八萬千七百六十八尺、(富士山の約七倍)、此金高二萬〇百〇四圓二十錢、(一袋十二錢としての複利)、此ニコチンの量三千九百六十グラム、(一貫五十六匁)、これ丈のニコチン毒があれば中等大の犬六十六萬千八百六十七疋を殺すに足る。

△詩と貧

人は貧に遇へば必ず苦む、苦めば必ず思惟する。思惟すれば必ず得る處がある、得ればそれを胸中に蘊蓄する、蘊蓄すれば自然に發露する、自然に發露するもの即ち詩である、詩は人を貧くせず、然れども貧ならざれば詩人となるの基礎を築くことが出來ない。(安藤洲一氏)

△安心是樂

世の中の人と廣く交はつて居ると色々な問題が湧いたり相談されたりする、その時私はこれをか

うした方が自分の利益であるが、それでは義理が缺けると、かういふ風に何時も考へる、たとへ自分の利益にならなくとも義理がすめば其方に極めて仕舞ふ、そのために如何なる迷惑が掛らうとも自分は苦にやまない、支那の語にも「安心是樂」といふことがある、何事でも心配してあゝでもないかうでもない、あゝしたために迷惑があつた、かうやればよかつたなど、愚痴をこぼして居る程身體のためによくない事はない、私はつとめて心配しないやうにして居る、これが大變に藥になるやうである。

長壽をしやうといふ人には、冷水浴をやるのと間食をしないのと、酒を飲まないのと、夜更しをしないのと、心配をしないのと、食事を八分目に食べて居る事をお勧めする、此事を實行する人は世の中に少くなくあらうが、さて長年の間一日もかゝらず之をやり遂げる人はさう多くないやうである。(土方伯)

△三宅尙齋の妻

播州の三宅尙齋は佐藤直方、淺見綱齋と共に山崎開齋門下の三傑と呼ばれた人である、尙齋阿部侯に仕へて言行はれず、致仕を乞ふも許されず、屢々乞ふて止まざる爲め罪を得て獄裡に幽囚された、尙齋獄に下るとき、二十金を妻に與て、我不在の間、老母に奉養して怠る勿れと命じた、三年の後尙齋許されて獄を出で、家に歸つたが、先に與へた金は妻の手から一文も疵を付けずに尙齋に返された、尙齋大に怒り其老母に奉養を薄くして金錢を尊重せるを詰る、此に於て妻は三年間具さに辛苦を嘗めて母に孝養を盡したる事、及び主人獄に在り妻安閑たる能はずとして二十金を保存し、出獄の時の用意に備へた事を述べた、尙齋聞いて其苦衷を憐み、聲を放つて泣いた、此人にして此妻ありといふべきである、尙齋獄中の詩に「富貴壽夭不二一心、但向面前養誠心、四十餘年學何事、笑坐獄中一鐵石心」とあるのは有名なもの

で、西郷南洲も幽屏中此詩を書いて壁に張つたといふ事である。

△應用の才能

往年和蘭の眼鏡屋の子が、玩具の硝子を二枚合せて前方を眺めると、遙か遠方の教會の屋根が手に取る様に近く見へた、主人は珍らしい事に思ひ、之をガレリオに相談したが、ガレリオは之を基礎として遂に望遠鏡を發明した。

△淺草觀音堂の額

「施無畏」の額は横井廣澤の書いたものである。始め施主、此三字の額の揮毫を廣澤に頼んだ、長日月の後に至つても未だ書いて呉れぬ、其内に廣澤は死んで仕舞つた、門人後に遺稿を整理するにあたり、長持を見ると此三字の反古が一杯あつた、其内良好なりと思ふものを選んで前の施主に與へた、今の淺草觀音堂の額は即ちそれである。

△不離不即

利井明朗師の歌に、「塵の世を高く離れて塵の世

を遍く照す法の月影」といふのがある、不離か不即か、吾人心境の超越的な邊と、和光同塵の通俗的な邊と、併せ得て至妙、

通信

○前橋監獄茶話會

前橋監獄にては三月二十一日午後五時半より茶話會を開き典獄の訓話に次ぎ豫て典獄の協議に應じ來會せる松本前橋郵便局長は簡易生命保險制度を布かれたる趣旨目的及加入の必要を説き次で木村同局員は右加入に就ての詳細なる説明及加入者が不慮の禍難に遭遇して救急の途を得たる實例並に自らの經驗談等を述へて保險の必要を力説敷衍し午後八時半閉會せるが右茶話會後

簡易保險 加入希望者續出し三月三十一日までに職員及家族を併せて百二十八名の加入申出あ

りたるを以て直に同局に通知し局員來廳團體申込として即日契約を下したるか同局にては一回の講演にて斯く多數の加入者を得たるは近來稀有の事なりとて其効果を喜び居れり又た

郵便貯金

に付ても常に典獄の獎勵するところなるが近來漸次増加し三月末日現在五千七百九十圓八十六錢八厘一人平均三十九圓三十三錢二厘に相當し外に共買資金として千八百五十三圓を醸出し居れり又た

共同購買

のことに付ては先年來極力發達に努め漸次其方法等に改善を加へたる結果職員は何れも其必要と便益とを覺り商人は競つて供給を希望するに至り益順調に發展し今や米麥、味噌、薪炭等の主要品は殆んど全部共買の域に達し其他の物品も定時又は隨時需用を充たすことに注意し其同の利益を圖りつゝあるより孰れも其便益を喜び居れり。

○未丁年囚逃走逮捕

名古屋監獄在監未丁年囚劫盜初入懲役三年山田紳(一八)同劫盜初入懲役三年伊東豐次(二七)の兩名は豫て學育場に於て密に謀合せ逃走の機會を窺ひ居たりしが三月二日(日曜)午後零時二十分頃教誨廳閣の爲教誨堂へ繰込みの際看守の隙を窺ひ列外に逸失し教誨堂階下學用品置場なる物置に隠れて全部教誨堂に繰込み終るを待ちて同所を立出で隣接せる空工場内に侵入し山田は警備用足場板を伊東は物干竿を各持出し之を該工場無資格子の間より外部に出し置き次で無資格子を攀ちて上部なる横窓より脱出し足場板及物干竿を外塀に接続せる板塀と成年監境界の煉瓦塀との接合部に立掛け先づ山田之を攀ち板塀の上を這渡りて構外に逸出せり伊東も右方法を以て脱走せんとせしも兩手渡傷の爲め目的を達せず引返して元の物置内に潜伏し居たり逃走現場附近立番看守は異様の物音を聞き尙煉瓦塀に立掛けある竿竹を認めれば當直看守長以下に急報したれば直に看守長は部長看守各一名をして現場に接近せる非常門より追跡せしむる共に一方教誨堂に到り人員點呼を執行し茲に逃走者が前記二名なる事を確めれば各部署を定めて追跡及構内捜査を爲し伊東を物置内に發見したれば更に山田の追跡の姿勢を加へ百方捜査の末監獄を

距る十三丁東南の田圃道に於て逮捕歸監せり時に午後二時卅分なり逃走後の山田は監獄を距る十六丁なる不在中の寺院に忍入り現金靴圍餘外衣類等を窃取し居たり

○受刑者の傷害

福岡監獄在監受刑者窃盜詐欺懲役五年島田影(二六)窃盜懲役七年佐々木美好(二九)は共に行狀不良者として獨居拘禁に付せられ居たりしが以前兩人食事上の事より口論せる事あり島田は執拗く之を根に持ち復讐の機會を待ち居たりしが三月四日午後二時鐘具の日光消毒をなされし雜役夫が之を各房へ配付の際島田は擔當看守に居房の掃除を願出許可されて居房掃除中擔當看守が他看守と事務上の打合の爲視察の位置を離れし隙に佐々木の居房に至り假施設を外して突入し作業用小刀を以て佐々木の背部より斬付け全治日數及疾病休業二週間を要する創傷を負はしめたり

○受刑者の奇禍

網走監獄在監積領懲役一年六月合田直次郎(五一)は三月十三日監外庚戌と稱する炭燒揚附近に於て薪材搬出の作業に従事中山上より轉落し來れる木材に打たれ左大腿骨中央部の粉碎骨折其他の重傷を負ひたれば應急手当を施し病監に收容極力治療を加へしも同日午後六時十分心臓麻痺を起して死亡せり

○受刑者の自殺

長野監獄松本分監在監爲囑初入懲役三年川瀬忠治郎(三六)は休養患者として獨居拘禁中三月九日午後零時三十分頃食與の三尺帶及襪を結合し之を居房裏窓の鐵格子に結び

付け備付の水桶を踏臺として縮首せるを同三十八分擔當看守に於て發見し直に抱下し監獄醫はカンフル注射を行ふ等極力救急處置を行ひたるも蘇生するに至らず原因は同人の枕覆の中より發見せる遺書様のものに依り推するに病苦悲觀の餘に出でたるものなるべし

▲千葉監獄在監窃盜

懲役十年逃走及窃盜懲役四年囚逃走懲役四年水野甚吉(三九)は獨居拘禁中のものなりしが三月三十日午後三時四十分頃看守の隙を窺ひ居房裏窓硝子戸二枚を中央に引寄せ麻薬品鼻箱を以て輪形に結束したる上之に自己の三尺帶を通し膳箱を踏臺として縮首せるを同五十分擔當看守發見し直に監獄醫其他と協力して手当を施せしに同四時三十分に至りて一旦蘇生せしも意識不明瞭なるに因り病監に收容種々治療を加へしも翌三十一日午後八時四十分心臓麻痺にて死亡せり原因は瀝に工場出役及食糧増加の出願せしも何れも許可せられず且つ刑期の永き事等を悲觀せるものなるべし

○被告人の縊死

安濃津監獄四日市分監拘禁窃盜二犯被告高橋源之助(四三)は三月二日午前五時頃より發作的に亂暴を爲し或は低聲に何事かを呟き或は高聲放歌し擔當看守の制止を耳にせず房内備付の書棚及硝子窓を破壊するに至れるより擔當看守は之を當直部長に報告し一方時恰も朝食時なるを以て他の在房者の配食其他に注意中其隙に乘じ房内備付の水桶を踏臺とし食與の三尺帶を窓鐵格子に結付けて縮首せるを當直部長に於て發見直に監獄

醫其他と百方應急の術を施せるも蘇生せず原因として認むべきものなし發作的精神異常を來せるものゝ如し

▲宇都宮監獄拘禁窃盜被告

石賢一郎(二二)は三月四日午後四時頃居房窓の鐵格子に己が兵兒帶の兩端を結び中央部に頸部に巻き房内貯水桶を踏臺となして縮首せるを觀食の際發見し拘監監督務看守部長に急報協力して應急手当を施せるも其効なかりき原因は共犯贓物故買被告駒場豐三郎なる者と共に當日判決言渡あり駒場は三ヶ年間刑の執行猶豫にて出監せるに平石は懲役三年の言渡を受け自己の不遇を悲觀せるものなるべし

○被告人の自殺未遂

横濱監獄拘禁賭博開張及常習賭博事件被告船谷寅之助(四二)は三月十四日午前五時五十分食事用の木箸を喉頭部下際及左側乳線第四第五肋骨間に突刺したるも死切れて打倒れ居るにぞ急を當直看守長監獄醫に報じ監獄醫は之に應急手当を施し病監に收容せり一方裁判所よりは囑託醫を差向けられたるも経過頗る良好なりしが外傷性肋膜炎及關節炎に罹り發熱三十九度及び嘔吐を以て更に當該病事に通知せしに同十九日保釋許可の決定及び即日出監せしめたるが横濱市内難波病院入院治療中二十二日死亡せり

原因は當日病事の取調あり跟狀逐一自白に及びし由なれば自然果を他の多數人に及ぼすを思ひ苦慮煩悶の結果自殺の決心をなせるものならん

○分監及出張所の設廢 本年四月司法省告示第十七號を以て明治三十六年三月司法省告示第十八號中其一部を改正せられたる結果左の通り分監の新設を見たり

- 仙臺分監 宮城縣仙臺市
- 豐岡分監 兵庫縣城崎郡豐岡町
- 橋通分監 兵庫縣神戸市
- 土手町分監 福岡縣福岡市
- 大島分監 鹿兒島縣大島郡名瀬村
- 札幌區分監 北海道札幌區

尙右告示により神戸監獄洲本分監は當然廢止せられ同時に出張所を置かれたり

○出張所設置 先般來廣島監獄に於ては福山市に出張所の必要を認め豫て新築工事中の處此程漸く竣工を告げたるを以て司法大臣の訓令に基き廣島監獄福山出張所を福山市天神町字天神丁南乙第百六十二番地の一に新設せられ本年四月一日より開始せらるゝ由

○臨時手當給與令の改正 從來臨時手當の給與を受くる者は奏任官及判任官並に其待遇を受くる者と定められしが本年四月勅令第九十三號を以て官吏及官吏の待遇を受くるものに改むる旨四月十日官報に公示されたり

叙任

- 叙正七位 從七位(函館) 古川順一 耶
- 叙正七位 從七位(福岡) 菊屋哲公
- 叙從七位 正八位(宮城) 近藤哲雄
- 叙從七位 正八位(京都) 富井隆信
- 叙從七位 正八位(山形) 原善聽
- 叙從七位 正八位(鹿兒島) 教山祐馨
- 叙正七位 從七位(熊本) 到津要
- 叙正七位 從七位(名古屋) 池田漢吉
- 廣島監獄尾道分監同三次分監並 監獄事務官 松井和義
- 松江監獄米子出張所へ出張ヲ命ス 看守長(奈良) 森田信平
- 依願免官 監獄醫(松山) 佐藤利宗
- 依願免官 看守長(神戸) 青山喜十郎

會

- 任看守長 東京監獄看守 佐藤榮吉
- 給十級俸東京監獄勤務ヲ命ス 司法省監獄局長 谷田三郎
- 橫濱監獄小田原分監へ出張ヲ命ス 司法省監獄局長 谷田三郎
- 甲府監獄及長野監獄松本分監へ出張ヲ命ス 奈良監獄看守 仁科正次
- 任看守長 給十級俸奈良監獄勤務ヲ命ス
- 叙勳六等授瑞寶章 從七位勳七等(大阪) 三輪榮太郎
- 神戸監獄橋通分監長ヲ命ス 看守長(神戸) 渡邊播太郎
- 神戸監獄豐岡分監長ヲ命ス 看守長(神戸) 高橋松之助
- 宮城監獄仙臺分監長ヲ命ス 看守長(宮城) 小長井喜太郎
- 福岡監獄土手町分監長ヲ命ス 看守長(福岡) 森吉
- 鹿兒島監獄大島分監長ヲ命ス 看守長(鹿兒島) 中島新吉
- 札幌監獄札幌區分監長ヲ命ス 看守長(札幌) 竹内真道
- 鹿兒島監獄勤務ヲ命ス 看守長(神戸) 田中重四郎
- 任看守長 給十級俸神戸監獄勤務ヲ命ス 小菅監獄看守 佐藤彌市郎

會報

○茶話會

三月十六日(第三十曜)午後二時より本會樓上に

花坂四郎 澤田幸太郎 白崎多藏
岸川萬太郎 舟山文七 石塚義三郎

於て茶話會を開催す、講師は内務省書記官法學士丸山鶴吉氏にして其演題を「社會救濟事業」と命し、先づ救濟事業の沿革より説起し徒らに人間本能に發足せる救濟事業にのみ没頭せず宜しく根本問題たる防貧の事に研究の歩を進めざるべからず、其防貧の第一着手として我國の生活狀態に一大改良を加へざるべからず而して犯罪防遏の爲には將に國家の柱石たらんとする兒童の保護教育に最善の努力を費さるべからざるを説き更に進んで衛生事業、教化事業、勞働保護事業、小農保護事業等に論及し我國の社會制度の缺陷を痛論され滔々數萬言、細に入り微を穿ち、殆んど底止する所を知らず將に聽衆を魅殺し去らんとして刻到り滿場拍手の裡に午後五時降壇せらる

後一般會員には別室に於て茶菓の饗應あり各自歡談を交へ午後六時散會せり、當日來會せる會員の氏名左の如し。

- | | | |
|-------|-------|--------|
| 林定弘 | 八田亨 | 求櫛松 |
| 木部元雄 | 木村元吉 | 茂木信之助 |
| 楠田覺眞 | 柴崎綠 | 川上里司 |
| 山崎初太郎 | 柏原平助 | 西原幸三 |
| 岸唱 | 松田正壽 | 五十嵐龍太郎 |
| 多治比宗興 | 藤井藤藏 | 植草利三郎 |
| 中村利義 | 小宅佛二郎 | 山本作藏 |
| 羽柴瑪之助 | 双木文四郎 | 前山西之助 |
| 鎌田龍空 | 西岡三郎 | 小山瀧藏 |
| 晝間萬次郎 | 布留川茂吉 | 入江晃 |
| 七月大助 | 淺野芳雄 | 三浦四朗 |
| 扇谷與三 | 岡見數馬 | 西條榮作 |
| 小林太平 | 吉田吉藏 | 大草東三郎 |
| 和田太郎吉 | 柳原初太郎 | 和田岩雄 |
| 橋典仁 | 佐橋國吉 | 秋庭正道 |
| 尾原靜乘 | 土倉是空 | 泉喜美榮 |
| 安田光次 | 伊藤秋朔 | 景山榮志 |
| 齋藤敬二 | 矢追秀作 | 小山松吉 |
| 木島正三 | 白井勇松 | 鈴木信彌 |
| 坪井直彦 | 野口謹造 | 有馬四郎助 |
| 北島良吉 | 谷田三郎 | |

○贈與金

本會會則第十一條第一項第貳號乃至第五號に依り金拾貳圓以下の金額を退職贈與金として元看守中川勘三氏遺族外十二名に對し四月三日贈與し孰れも元管轄典獄を経由して本人に交付せり。

○谷田局長山岡參事官

博士に推薦さる

司法省監獄局長谷田三郎氏並に司法省參事官山岡萬之助氏は今回文部省修文館に開催せられたる博士會に於て法學博士に推薦されたるを以て不日文部大臣より學位を授與せらるべく國家の爲め誠に欣快に堪へざるなり。

公文

○司法省監獄局第一四〇號(大正八年三月十一日各典獄宛)
監獄局長 通牒

在監人食料米麥其他代用品購入數量價額調樣式改正の件通牒

明治三十七年七月監獄第五四九號及同三十九年十月監獄第六八二號を以て通牒の標記樣式別紙の通改正候間大正七年度下半季分より右樣式に依り御提出相成度

大正 半季分 在監人食料米麥其他代用品購入調

種別	購入契約月日	數量	單價	價額	格	備考
内地白米	五月一日					監獄 競争入札 本監納
内地支米	八月一日					競争入札 分監納
計						
臺灣白米	四月一日					全 本監納
西貢白米	五月一日					全 分監納
何々	六月一日					全 本監納

何	何	換	精	支	支														隨意契約 本監納
々	々	計	計	大	課	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	
々	々	麥	麥	麥	麥	麥	麥	麥	麥	麥	麥	麥	麥	麥	麥	麥	麥	麥	
々	々	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	
々	々	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	

備考
 一、本調ハ四月ヨリ九月ニ至ル六ヶ月間ニ購入シタルモノハ十月十日迄二十月ヨリ翌年三月ニ至ル六ヶ月間ニ購入セシモノハ四月十日迄ニ調書提出スヘシ
 二、本調ハ本分監各別ニ製表セシ備考欄ニ其ノ納入場所即チ本監又ハ何々分監納ト区分掲記スヘシ
 三、外國米其他穀類又ハ量目ニ依リ購入シタルモノハ換算石數ヲモ左傍ニ掲スヘシ
 四、監獄農産品ヨリ購入シタルモノハ朱書スヘシ
 五、本調ニ於テ購入契約報告後全部若クハ一部契約ヲ解除シタルトキハ備考欄ニ其ノ未納入分ヲ記載スヘシ

大場法學博士校閱 根本顯太郎著

指紋法解説

菊判百五十八頁
 挿畫百九十五個
 實費金三十五錢
 郵税金六錢

(改正指紋紙取扱規定並ニ解説添付)

本書ハ主トシテ實際的方面ヨリ説述セ
ルモノナレハ實務家ノ好指針タリ

法學士 廣中佐兵衛述

貧民制度并ニ救濟事業

菊判百三十五頁
 實費金二十四錢
 郵税金六錢

本書ハ社會救濟事業ノ研究ニ關
シ歐米諸名家ノ著書ヲ參酌シテ
編述シタルモノナリ

發行所

東京市麹町區西日比谷町一番地

監獄協會

會費ヲ振替貯金ニ拂込マルル
場合ノ注意

口座番號
東京貳五〇五九番

加入者氏名
監獄協會

大正八年四月二十日發行

(定價金拾貳錢)

發行所 東京市麻布區新網町一丁目廿二番地
 編輯人 北島良吉
 印刷所 東京市四谷區愛住町二番地
 印刷所 東京市麴町區有樂町二丁目一番地
 印刷所 東京市麴町區西日比谷町壹番地
 電話新橋會堂六八番
 發行所 東京市四谷區愛住町二番地
 監獄協會
 賣捌所 東京書院

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可 監獄協會雜誌第叁拾貳卷第四號(大正八年四月二十日發行每月一回二十日發行)